

教海新思潮

第一卷

77
108

017591-000-9

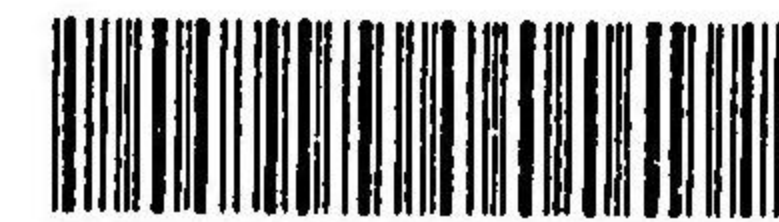
77-108

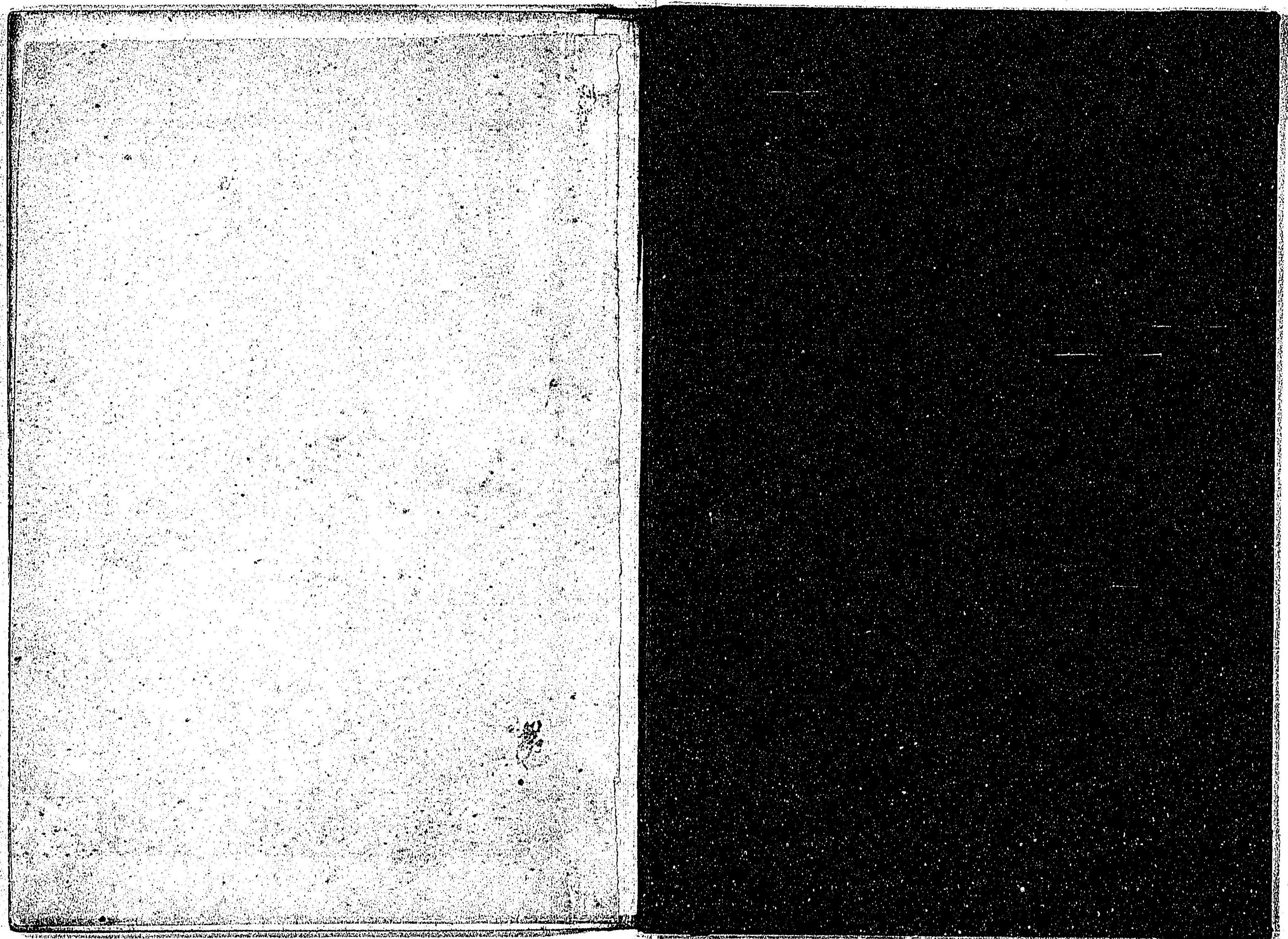
教海新思潮

興教書院

M30.12

ABF-0383





海教

新思潮

第壹卷

本誌發行の所由



近時我教界沈靜の狀を破て、喧囂の境に向ふ、玉石架を同ふし、正邪地を交ゆ、文壇論陣、出沒、攻守、互に偉觀を呈す、著書、新誌の類亦た日を追て増加す、豈に教界の盛事にあらずや、本誌ハ敢て世の雜誌に擬するに非ず、雄篇、大著、苟も取て一小冊と爲すに足るものを得るの時之を發行す

よ在り、而して今は聽池亭主人の著に係る本願寺眞論を掲ぐ、之を發行の所由とす、

本願寺眞論

緒言

予は常に政界の紛擾を見て、我が宗教界の愈々世外に卓立して、靜穩平明ならんことを禱ふ、然に却て事を好むの徒、動もすれば、彼れに倣ふて教界を攪亂せんとす、彼れ爲政者を罵倒すれば、我れも教務者を攻撃せんと欲し、彼れ輿論の下に政府を屈從せしむれば、我れも弟子の衆論を以て師長を閉口せしめんと欲す、是れ一に世間の紛擾を取て、移して我教界として濁浪中に没せしめんと欲する者、素より齒牙にすへきものにあらず、然れとも衆口金を鑠すの語あり、假令ひ一二不平徒の怨言に出るも、其妄を辨するの要あり、偶々眞宗本派に於て此類の論者、中國西國に出沒すと聞く、或は著書に、或は新聞の投書に其形跡を知らしむ、予此徒に向て駁撃を爲す、大人氣なきに似たれとも、目的

は此徒を困厄に陥れんとするにあらず、人の此徒に眩惑せらるゝを救ふに在り、是れ本書を爲す所以なり
 然れども又た思ふ所あり起草の後ち匣底に藏め、刊行を停めたり、然に聞く頃日彼の不平徒の怨言を以て、本願寺攻撃の好材料となし、得々罵倒し廻る者ありと、多數門末の中或は彼等の奸弊に陥らんも知らず、故に此書大方に資するにあらずとも又た少く時機に後るゝも今よ至て公刊することゝなす、
 此書は今春の稿に係る者なるも書中の事實に至ては新に校訂を加へたる者あり讀者諒せられよ

明治三十年十月

著 者 識

海教 新 思潮 第 壹 卷

本願寺眞論目次

- 第一 總論 (一 頁)
 - 第二 本派の財政(護持會及開教費) (四 頁)
 - 第三 本派の財政(三季其他諸種の冥加) (廿五頁)
 - 第四 非難者の自殺 (四十頁)
 - 第五 興學布教 (四十九頁)
 - 第六 法主及寺務 (七十五頁)
 - 第七 本派の慈善事業 (八十九頁)
- 附錄
- 一 某新聞所載の謬妄 (九十三頁)

- 二 偽造印章の記事 (九十三頁)
- 三 八洲繰縦の記事 (百 頁)
- 四 本田處罰の記事 (百十頁)

本願寺眞論

聽池亭主人稿

第一 総論

凡そ天下、破壊的舉動、攻撃的文辭より人の耳目を聳動し人心に痛快を與る者ハあらし、世には悲壯慷慨の文字を陳ねて、公私事業の進行を妨害し、表に憂世護法の名を粧ひつゝ、裏に醜汚の私利邪慾を逞ふる者あり、僅に文字を知るの故を以て、人を毒する者ほと惡むべきハ莫し、此の如きハ識者の彈指して齒牙にせざるものなるも、凡庸の人、時に惑はされざるを保せず、往年ハ西伯利亞鐵道とパナマ運河を證據物となして日本の危急存亡を八州の野に叫びし大言伯あり、今ハ眞宗の闇黒滅亡

を下宿屋の二階に筆するの校書生あり、大言伯が悲壯を粧へる無責任論も、識者の嘲笑を買ひつゝ、一時關左愚直の民を誤摩化したることを思へ、校書生が嫉妬怨恨の悪魔に驅られて、復讐的毒筆に出つるの無鐵炮論にも、或ハ耳を傾くる者なきに限らず、吾人ハ彼れが爲めに照魔の鏡を懸けて呉れん、然れども破壊ハ易く建設は難し、攻撃ハ壯快にして護持を沈靜なり、數理的兵略に出つる楠公の忠言ハ、其の建設的護持的なるの故を以て、廷臣に喜ばれず、參議清忠の抗議ハ無謀無計なるも其の言の壯快なりしか爲めに、朝議之を可となし、以て竟に延元の敗を招きたるを知らずや、都城を繁榮に導きし帝王の名ハ人之を知らざるも、滿都を灰燼に委せしチロの事ハ人口に膾炙せり、若し基督にして磔架に登らず、ポールにして死刑に處せられず、

唯た諄々教を布きて、平安に生を終りしならんにも、人ハ多く彼等を稱揚せざりしならん、ルーテル、カルヒンの徒が名を知らるゝハ、破壊攻撃の手段に出たればなり、故に吾人建設的護持的の議論ハ、蓋し人の壯快を買ふ能はざるへし、然れども護法の衷情ハ難きに向て進まんことを促かす、正ハ邪のあるが爲に顯はる、破壊的攻撃的の暴論出て、我が建設護持の正價を知るに至らん、

近時毒筆を弄して本願寺を攻撃し、以て一宗の破滅を願ふ者あり、佛豫ねて魔波旬ハ末世佛徒の名を冒かして正法を壞ずることを歎し給へり、教界に志士の名を以て、破壊攪亂を事とするもの豈に毒獅蟲にあらざるを得んや、吾人ハ次下數篇に於て本願寺の現状を序し、彼等の螂斧を粉碎せん、

第二 本派の財政(護持會及開教費)

財政ハ世俗視線の注ぐ所、往々狡兒が取て無二の攻撃具を見出さんと欲する所なり、故に吾人ハ篇次の順序を顧みず、立論の便利に従ひ、先づ財政の点より本願寺を論せん、近世三十年間、本願寺の財政は着々として整備、鞏固に進めると知る、其維新の初年に當りてハ七拾六萬圓餘の負債ありしを聞くも、今は事業の振興し、教學の擴張せられて、費途の愈々多きを加るにも拘らず、半圓の負債たにあるを聞かす、他派本山に於ては往々多額の債金あるを聞知せしめ、財政の紊亂を叫ぶ者あるも、吾人爾後曾て本派本願寺に於て此等の聲を聞きたることなし、今の本願寺ハ維新前の舊負債七拾六萬圓と償却したる上に

(名に於て僅少の負債あるも實に於ては毛厘の負債なきなり)

- 大學林を建築する彼が如く (建築費金拾參萬圓と云ふ)
(羅者未だ之が積算を調査する能はず)
 金拾九萬九千九百九拾圓四拾參錢九厘 (十三年以後)
- 大學林費を支出する彼が如く (三十年度豫算八千四百九拾五圓七拾五錢)
 金拾參萬七千四百參拾貳圓七錢壹厘 (三十年マテ)
- 文學寮を新築する彼が如く (建築費金參萬千參百九拾圓貳拾七錢七厘)
 金拾貳萬六千六百拾九圓七拾錢貳厘 (十八年以後)
- 普通教授文學寮費を支出する彼が如く (三十年度豫算貳萬貳千參百拾八圓)
 金拾參萬七千四百參拾貳圓七錢壹厘 (十三年以後)
- 地方教授費を補助する彼が如く (三十年度豫算貳萬貳千圓)
 金拾萬九千貳百拾貳圓四拾壹錢壹厘 (十三年以後)
- 内外留學生費を給する彼が如く (三十年度豫算貳千五百圓)
 金八萬四千貳百七拾八圓拾九錢參厘 (十三年以後)
- 監獄教誨を殆ど一手に受る彼が如く (三十年度豫算八千七百七圓八拾貳錢)
 金參萬九千五百參拾七圓參拾五錢八厘 (廿七年)
- 恤兵慰問等戰役に對する彼が如く (金參萬九千五百參拾七圓參拾五錢八厘)
 軍事情債應募彼が如く (申込額壹百萬圓(許可額參拾六萬圓))
- 水火震災等救恤に投する彼が如く (金拾萬貳千貳百拾四圓九拾錢)
(十三年以後)
 金九萬〇九百五拾圓五拾貳錢六厘 (三十年マテ)
- 地方別院を補助する彼が如く (金九萬〇九百五拾圓五拾貳錢六厘)
(三十年以後)
 金拾壹萬八千九百六拾貳圓四拾四錢參厘 (十三年以後)
- 總組長管事に費す彼が如く (三十年度豫算八千參百五拾貳圓)
(三十年マテ)

安居學費に投する彼か如く〔金八千五百參圓壹錢參厘〕〔廿二年以後〕
〔三十九年度豫算貳千參百圓〕〔三十九年マデ〕

各説教所に費す彼か如く〔金五萬六百參拾八圓參拾貳錢四厘〕〔十三年以後〕
〔三十九年度豫算壹萬壹千八百八拾八圓拾六錢〕〔三十九年マデ〕

末寺會議たる集會に費す彼か如く〔金六萬七千九百壹圓四拾錢九厘〕〔十三年以後〕
〔三十九年度豫算五千四百七拾四圓〕〔三十九年マデ〕

内外開教に投する彼か如く〔金拾壹萬八千八百八拾七圓五拾壹錢四厘〕〔十三年以後〕
〔三十九年度豫算四萬貳千七百六拾五圓五拾七錢五厘〕〔三十九年マデ〕

別院説教所の新築彼か如く未詳

而して其の他

築地別院再建を企つ前後彼か如く〔金拾五萬圓〕〔十年ヨリ十四年迄下付〕
〔金七萬貳千四百七拾參圓九拾錢〕〔十五年下付〕

臺所建築を企つ彼も如く〔豫算金七萬圓〕〔二十九年下付ノ豫約〕
〔豫算金四萬八千五百八拾九拾貳錢七厘〕

看護婦養成所を企つ彼か如く〔豫算金四千四百拾八圓〕〔三十年度豫算〕

境内の擴張彼か如く〔金貳萬六千五百八拾貳圓九拾貳錢六厘〕

總會所新築を企つ彼か如し〔金壹萬四千九百圓〕

總計金壹百六拾五萬貳千九百貳拾八圓四拾參錢參厘

此他種々の事業に於て皆昔日の面目を改め、若くは改めつゝありて駉々旭日の勢を以て進め、ハ是れ論より證據なり、

〔此總計は軍事公債應募額及び未詳の項を除く〕
〔前各項の費金廿九年迄は決算書に依り其他は豫算書に依る〕
〔此計算は集會の議決に成る該派豫議決算書に依る其十三年以後を取るものは編者か之を調査し得たる年時に由るのみ、故に十三年以前編者の未だ調査し得ざる部分を加るときは此計算以外夥多の新事業あるや勿論あり〕

何れも昔日の本願寺に無くして今日の本願寺に有るの事業なり、通常門末の懇志は今昔異なる所なくして、其事業と經費と昔日と天淵の差を見るにあらずや、此等の事業と之に投せる費金とを檢するときハ、何人が本願寺の進歩膨脹に驚かざる者あらんや、一たひ之を實査するときハ奮て疑惑し罵詈し攻撃したる者も、感歎稱揚讚美の外なきに至らん、是れ本願寺財政の整備せるにあらずんハ何を以て此に至らん、夫れ然り本願寺ハ維新以前に見ざる數多の新事業を支へたるか上に猶ほ他に一の負債を見ず、

否な一の負債を見ざるのみならず却て猶ほ他に巨萬の教學基金を積立てたるにあらずや其ハ何そや百五拾萬圓の護持會金はなり、誰れか此の事實を見て以て本願寺財政を非難し得んや、然に世ハ嫉賢謗善の狡兒あり、濫りに毒舌を逞ふす、曰く本願寺は由來護持會或ハ開教費等主として興學布教の大本に基きたる美名の下に於て、末寺僧徒の手の皮を剥き汗の油を絞り強奪無道、殆ど寧歲あることなし云云
嗚呼何ぞ無鐵炮論の甚しき、由來此種の惡文字は政治の攻撃に用ゐられ、壯士の口より出ることを知る、而して今や之を教界中に聞く、教界亦た壯士を生したるものなるにや、試に本願寺か此論の如く、眞よ末寺僧徒の手の皮を剥き汗の油を絞り、強奪無道を働きて、寧歲なきや否や、吾人左に數理的の研究を以

て、之を吟味せん、
護持會は昨年を以て大谷佛殿に完結法要を修したり、以て一昨年
に於て募集時期の終れるを知る、而して該會の報告(昨年末)を
見るに左の收納金額を記せり、

收納總額

金百四拾貳萬貳千九百六拾參圓廿九錢貳厘

内譯

壹萬六千四百六拾參圓八拾五錢參厘五毛	明治十九年中
拾參萬貳千參百八拾參圓貳拾六錢四厘	全二十年
貳拾萬五千七百六拾六圓七拾四錢貳厘五毛	全廿一年中
貳拾六萬七千八百參拾五圓八拾五錢八厘	全廿二年中
拾六萬五千七拾貳圓九拾九錢四厘	全廿三年中

拾九萬千貳百貳拾圓拾九錢五厘	全	廿四年中
拾貳萬八千九百壹圓八拾四錢八厘	全	廿五年中
拾壹萬六千九圓貳拾九錢參厘	全	廿六年中
拾萬貳千參百九拾圓貳拾九錢五厘	全	廿七年中
七萬七千百九拾六圓七拾參錢八厘	全	廿八年中
壹萬九千七百貳拾貳圓貳拾壹錢壹厘	全	廿九年中

(此外に本年一月より六月に至る金壹萬七千四百餘圓の護持會収入ありと云ふ)

殆ど百五拾萬の金額、之を下宿屋の二階に算するときは、其巨額に驚かんと此中よき元金より生ずる利子もあらん、仮りに之を悉く喜捨となし大數を以て百五拾萬圓とせん乎、之を壹百萬の信徒に課すれど一戸壹圓五拾錢となる、一戸壹圓五拾錢之を一

時に納付せしむとせば或は過酷ならんと雖も、明治十九年より廿九年迄の收納なることを發見するに至りて、吾人は却て其の小額に驚かずんはあらず、百五拾萬圓の大金も、百萬の信徒に依りて之を十一年間に收納せむを見れば、一年一戸の出金僅に拾參錢六厘に過ぎず、而して前記四拾貳萬餘圓中には數萬の利金を合算せり、假りに其利子を後半期間なる六年分に得ること、なし一年四萬圓とせば、六年間、貳拾四萬圓なり、之を以て百四拾貳萬圓を減すれば百拾八萬圓となる、之を百萬に除ずるときは壹圓拾八錢となり、之を更に十一年に除ずるときは一戸一年の收納高僅々拾錢〇七厘強となる、眞宗の信徒として、此の大法に浴する身として、一戸一年拾錢の喜捨を爲し能はずとするや、若し試に一日貳厘を積立て、之を二年間繼續するときは、

十二
壹圓四拾四錢を得、百萬の信徒にて百四拾四萬圓を得、然に十一年間之を得るに至ては吾人其の優々たるに驚く、之を二年間に整頓せしむるも吾人未だ酷なるを見ず、本願寺の寛優なる漸く十一年間にして之を仕遂げたり、吾人は如何にしても手の皮を剥き汗の油を絞り、強奪無道殆んと寧歳なし、なと云へる評言をば、之に試る能はざるなり、一年拾錢の金を信徒より得るを以て、苛斂なりとせば、古今何れの世か、苛斂ならざるものあらんや、論者の言の如くなれば堯舜も暴君たるを免れざるへし、讒誣の狂論も亦た極れりと云ふへし、吾人近頃之を護持會當路者に聞く、今日猶ほ末寺の内一千餘ヶ寺の護持會未納者ありと、吾人を此事實を聞て愈々本願寺の寛大なるに呆れたり、護持會其業を執てより十一年、而して未納

十三
の寺院猶ほ一千ヶ寺あり、一萬末寺の内十分の一は、今猶ほ未納者にあらずや、若し論者が云ふ如く、本山か末寺に對して、老婆の脛を折るか如く、赤子の腕を捻るか如く、暴權強壓到らざるなきものならば、何ぞ此の多數の未納者あらんや、是れ未納せる理由の寛恕すへきありて之を寛恕し、以て此の如く多數未納者ぞ生せしものなれば、強ち該會當路者の緩漫にもおらざるへし、是に於て乎、吾人は強奪無道苛斂を恣にすと云へる、顛倒の評語を加る者を見て噴飯に堪へざるなり、次に論者又た護持會の不整理なる參萬圓を消費して私債を埋め、末寺に分疏する迄に清韓語學研究所を設けたりと難し、以て罪を本願寺財政に歸す、是れ護持會々計の如何にして整理せられ、本願寺財政の如何に

して收支せらるゝか、夢想にも知らざる者の囁語なり、云何に無實虚構の言を以て他を傷けんとするにせよ、餘りの出放題にあらずや、論者は護持會の會計と、本願寺の財政とを混同して論せり、本願寺の財政は執行責に任して之を整理するも、護持會の會計は護持會自ら之を處理せり、豈に參萬圓は愚か、參拾錢も之を私消することと許さんや、請ふ先づ左の護持會々法を讀め

護持會々法

第 壹 條

一本會ハ一派ノ公會ニシテ教學ノ經費ヲ永遠ニ負擔センカ爲ニ設立スルモノトス

第 貳 條

一本會ハ本利常例收納ノ外別ニ之ヲ募集スルモノトス
但シ其方法ハ別ニ之ヲ定ム

第 參 條

一本會諸般ノ事務ハ正副會長其責ニ任ス

第 四 條

一會金保存ハ正副總取締ヲ主任トシ監督之ヲ監査ス

第 五 條

一會金保存方法ヲ協議スル爲メ全國取締ヲ招集スルコトアル
ヘシ

第 六 條

一本會預算決算ハ必ス是ヲ集會ニ付ス

第 七 條

一臨時イカナル場合アルモ會金ノ性質ヲ轉用スルコトヲ得ス

第八條

一本會ノ元金ハイカナル事故アルモ使用スルコトヲ得ス

第九條

一嗣法主殿ノ學資ハ本會ヨリ之ヲ供スルモノトス

此の確然不拔なる明法正規のあるあり、此間何を以て私を行ふことを得るや、該會は正副總取締、主任となりて會金を保存し、正副監督之を監査し、猶ほ全國一千二百餘人の取締圍繞して之を守護せり、何人が會金をナヨロマカスことを得んや、況や護持會の事を以て直ちに本願寺財政を非難するに於てをや、該會正副總取締及び正副監督を、實に本願寺内の人にあらず、左に其氏名と示さん

總取締 阿部市郎兵衛 副總取締 須田彦次郎

監督 小西新右衛門 副監督 田中市兵衛

而して序に護持會金の如何よして保存せらるることを示めさんに、吾人を該會某取締に就て左の書を読したり

披封保護預り證書

一海軍公債證書 八萬五千圓

一整理公債證書 七拾八萬四千五百圓

一軍事公債證書 參拾貳萬五百圓

合額而百拾九萬圓

右本行披封保護預り規定ニ據り預り置候條此證書引換ニ現品相渡シ可申候也

明治廿八年十月七日

日本銀行大坂支店長
鶴原定吉

本願寺護持會總裁

日野澤依殿

同會計總取締

阿部市郎兵衛殿

同副監督

田中市兵衛殿

一軍事公債證書

八千貳百圓

一整理公債證書

貳千八百圓

一海軍公債證書

參千圓

一壹萬四千圓

右本年一月十五日日本銀行大坂支店預ケ込

一軍事公債證書

八千五百圓

一整理公債證書

千百圓

一海軍公債證書

貳千圓

一壹萬千六百圓

右本年三月ヨリ十月迄ノ分總取締保管中公債統計百貳拾壹萬五千六百圓

收納金内譯書

百貳拾參萬五千八百八拾五圓九拾七錢

公債百貳拾壹萬五千六百圓ノ實價

參參千五百六拾九圓四拾四錢壹厘

廿九年十一月エ繰越

拾八萬參千五百七圓八拾八錢壹厘

阿部市郎兵衛工預ケ

統計金百四拾貳萬貳千九百六拾參圓貳拾九錢貳厘

本山護持會々計部

二十
護持會は其會金を政府の公債となして保存するの外、猶ほ重ねて之を日本銀行に托して保護預りとなさしむ、至れりと謂ふへし、會金は如何なる臨時の場合あるも其性質を轉することば許さず、元金を如何なる事故あるも使用することを許さず、而して其の収支は集會の議に附して之を爲す、其保存と云ひ收支と云ふ、誰れか得て間然せんや、
既前記の如く一戸拾錢内外の募集を、貧民なる小學兒童の貯金にさへ、之を得るにあらずや、末寺中之を怠納するは納むる能はざるにあらず、納めざるなり、現に一千ヶ寺の未納者あるを見て、本願寺が殘酷非道の手段を以て、強奪主義を恣にせざるを証すへし、彼の護持會怠納者督責法の如き、實に已むを得ざるに出つ、末徒の本分を忘れ、一派教學の資金を怠り、一

二十
え信徒に疎んせられ、一は派内緇素の妨害をなす者に至ては、之を懲戒する何の不可がある、素より已むを得ざるに出るものなれとも、之を行ふを派内一般の望む所なればなり、論者は護持會未納者處分法が一般末寺を代表せる集會の議決に成れる所の制規なることを知らずや、抑も論者は此等の資金を以て法主の私囊を満たすものとするや、本山の私財を殖やすものとするや、一派本末の公會たる護持會に積立て、或は門末自己の子弟教育の資金となり、或は自他内外教導の資金となるを知らずや、而るを自己の不徳を忘れて、公會の設立を怨む、其の愚は憫むへく其暴を惡むへし、論者は彼等少數の不徳者に左袒して一派教學の妨害を試みんとす、是に至ては壯士の偽論者の本性を自白したり、吾人は猶ほ後段に於て彼れが奸邪を破碎せん、

論者又た曰く本願寺は護持會開教費等強奪無道殆と寧歲あることなし、又た曰く堂班強賣去て、工費徵集來り、護持會勸誘終りて開教費募集始まる、年として寧歲あることなく云々〔已下毒惡の文字を以て罵倒す〕

數理を外れたるの論、支離滅裂の辨は之を千萬遍繰返へすも又た如何なる惡文字を以てするも、狂夫の暴怒たるに過ぎざるなり、論者の此言實に然りとす、堂班の強賣とは何の謂ひを、蓋し是れ往年、其冥加金の薄少なりし時を謂ふものならん、冥加薄少なれば之に應ずる者も多ほからん、之を以て手の皮を剥き汗の油を絞ると云ひ、寧歲なしと云ふは何事ぞ、冥加薄少の爲めに出願者の増加せるを、彼等の喜んで來れるなり寧歲なしと云ふの反對にあらずや、又た強奪無道殆んと寧歲なし、年とし

て寧歲あることなしとは何等算盤外れの言なるを、假りに論者の言の如くするも、堂班強賣と工費徵集と護持會勸誘と開教募集の四にあらずや、此中堂班は強賣にあらず、勸誘にあざれば唯た僅に三事あるのみ、工費徵集は大學林建築費を謂ふものならん、吾人之を檢するに本願寺には正に此の事實ありき、初めに大學林建築費を要したり然れとも堂班の請願多ほかりし爲め別に募集らしき事なしと云、次に護持會を設立したり、終りて開教費を募集したり、然れとも、退て其の之をなしたる年時と金額とに問ふときは、吾人を信徒の眉を擡むる程のものにあらずして、却て莞爾として微笑の間よ之を寄附しうるを證するなり、論者を年々本願寺の募財の使僧を派遣するが如く云ふと雖とも、募財の事たる前記二事實の外之れなきことを論者の已

よ自陳する所ならずや、此の二事實を維新以來三十年間に於て之を見たるものよして年々之れありたるにあらず、論者の論の數理を外つれて支離滅裂せる是に至て明かなり、而して其の海外開教費の募集總額を聞くは實に左の如し

一金拾六萬圓

海外開教費募集總額

此金額より護持會金の十分の一にも及はず、而して之れよりも巨額なる護持會金にして、吾人前論の如く、未寺信徒に於て難事とすへき理由毫も發見する能はざるにあらずや、而るを況んや、之れより遙かに薄少なる此金額に於てをや、之を明治九年より十八年迄護持創設迄の十年間に分割し、百萬の門徒に除するときは一戸僅々壹錢六厘となる、本願寺あるが爲めに窘究疲弊、寧歲あることなしとは、抑も何等の妄言と、良し募集の爲

め使僧の派遣ありとするも、派遣を要するの事實を三十年間唯た二あるのみ、此外何れも其事實なき募金の使僧を要せんや、年々募金の使僧を派し寧歲なしと云へるもの、誣妄も亦た甚しとす、奇利を萬一に僥倖する昔日算數外の兵法にてを、今日文明の軍に凱歌を奏する能はず、論者は那翁傳（ナニヂンデン）の片端（カタタマ）も知らざる者たり（論者は使僧を以て執達吏とか、本願寺を以て娑婆の無間地獄とか、種々譏誣の文字を以て名け越前とか加賀とか事實らしく虚構の記事を並ふるも、既に上述の理由にして明かなる以上は別に論陳の要を見ず）

第三 本派の財政（三季其他諸種の冥加）

論者は三季堂班等諸種の冥加及び懇志を受くるを非難して眞宗の法義を金錢にて賣買せらるゝ金なきものを墮獄し、金あ

る者は成佛すと罵り、以て一切の金品を收納するを絶對的に不可とせり、

若し教學の資金なくして教學の進行を期すへきものならんにも、吾人と雖も論者に同意するなり、若し今日の佛者にして悉く神通自在の聖者なりせば、吾人其の教學の資金を受くるを非とする論者の説に同意するなり、若し捨家棄欲入山學道、世間と絶ち人倫と離れ、樹下石上を家居とし樹葉木實を衣食とし、以て己れ一人の得脱を期するを以て足れりとする、獨覺的所作を以て佛教の能事終れりとせば、吾人も亦た論者の説に同意するなり、然れとも奈何せん資なくんを學も修められず、資なくんは教も布かれざるを、又た奈何せん今日の佛者は飛行自在の神通なく、世界遠觀の神通なく、萬里即聞の神通なく、他心觀察の

神通なし、資金なくして教學の進行を期する能はざるを、又た奈何せん世間と絶ち人倫と離れ一切厭世的所作を以てしてを、遂に大法を維持し宣布する能はざるを、嗚呼論者の所論の如きは實に資金なくして教學を進行せしめよ、神通なき者に對して聖者の大舉動をなせよ、樹下石上世間人倫と絶離して、大法を宣布せよと云ふに異ならず、何を事理に通せざるの甚しきや、本願寺諸種の冥加懇志を、一派教學の大資金を成すものにて、冥加懇志の目は寄附者より附しうるの名にして、一派本山より云ふときを教學の資金なり、教學を本山一己の道樂仕事にあらずして、一派本末の公共事業なり、其の自他の公共事業に對して要する金額は、假令強制的賦課徵集の下に於けるも喜んで出金せざるへからず、而るを況んや冥加懇志として隨意に之を寄

附せしむるに止り、強制法を以て之を賦課せざるに於てをや、我眞宗は在家示同、世間的に立宗せらる、社會文明の進歩に應じて、教學の擴張せざるべからざるや勿論なり、其資金を要し其之を冥加懇志に得るや大に嘉みすへきなる、吾人は大々的賛辭を此一事に呈せんとす、吾人は彼の捨家棄欲入山學道の主義に依れる他の諸宗にして、而かも末寺に對して教學用金の賦課をなすものあるを見る、論者請ふ左に掲ぐる所を一閱せよ

○告示
二十八年度本派賦課金ハ決議ニ依リ至急徵集シ送納取計可有之此段及諭告候也

明治廿八年四月十五日

妙心寺派教務所會計部

○眞言宗臨時第八號(ノ内)

一 費金課出方法

明治廿八年四月廿七日

眞言宗長者 高志大了

○教令第貳號

本年三月第三期公會ニ付其經費豫算金千七百拾五圓トス仍テ收支方法第八條ニ依リ各寺院負擔一宗教學年額十分ノ一ヲ賦課ス

右公會費徵集ハ一宗教學費ノ例ニ依リ本年二月廿八日迄ニ宗務所ニ納附スヘシ

明治三十年一月十二日

淨土宗管長 野上運海

右は唯だ百中一二を擧ぐるに過ぎず、今日何れの宗派に論なく、此種の令達を宗務所より發して末徒より一宗の公金を徵集せざる者は殆とあらず、論者の如く云は、今日の各宗を皆な是れ金

錢を以て教義を賣買するものにて、迷悟昇沈の分るゝ所、畢竟金力の有無にありて、何れも濟世度生の宗派にあらずと云はざるべからず、斯く論ずるときは遂に三衣一鉢學なく識なき乞丐的厭世者にあらずんを佛者にあらずと云はざるべからず、何れ愚蒙の甚しきや、苟も時機に適應して大法を弘宣せん乎、生死の園に入り煩惱の林に遊ぶことを辭すべからず、古今の群籍を涉獵し内外の諸學を研究することを棄つべからず、世界各地に周遊して傳道の業に従ふことを辭すべからず、進歩社會の先覺者となり世間出世の大導師となる者を以て焉を之を無資無産の輩に求むべけんや、宜なる哉不立文字を大呼する宗派にても興學の事業を之を忽にする能はず、三密瑜珈を誇稱する本山にては布教の一事は之を廢する能はざることを、已に之を忽せず、之

を廢せすとせん乎、之れが資金を要す、是れ各宗本山が未徒に向て之を徵集するの已むを得ざる所以なり
苟も宗派でふ有形的團體即ち有機體の存在を認めたる以上は、之れが生活發達の資を要するや勿論なり、學者曾て租税を論じて曰く吾人國家の存在を認む時は、同時に租税の必要を認めざるを得ず、否らざれば食物を給せずして動物の生活を望むに同じとボリユ一氏は曰く國民相互に維持するの主義に依り、其經費を國民の負擔するもの之を租税と云ふとヨツサ氏を曰く國民が國民總体の爲めに支出する公費に供せんが爲めに、徵集するもの之を租税と云ふと、徵集せらるゝ一個人より近視淺慮之を考るときは、租税ほど厭ふべきものはあらずと雖も、之に依て自他生命財産の安固を得、之に依て各人幸榮富貴の發達を得る

ことを知らば、誰れか進て之を納めざることを得ん、國家より以下市町村に至る、苟も其團體の成立を認めたる以上は、其の成立費を給せざるべからず、市町村税は市町村自治體に於ける成立發達を期するに於て欠くべからず、國税を國家の成立發達を期するに於て欠くべからず、此の道理を知るときは宗派てふ自治體の成立する以上を、ゴツサ氏の言の如く宗徒總體の爲めに支出する公費として、其宗徒を之れか成立發達に要する經費の徵集に應ずべきことを何人も異論なき所なり、凡そ人世に於ける人的團體たるものは、上も一國より下も一家に至る迄、經費なくして存在するものはあらず、而して其の經費たるや一國に於けるものは國民之を負擔し、一家に於けるものは家人之を負擔せり、宗派團體に於ける經費にして焉を獨り宗徒の負擔す

べきものにあらずと云ふを得んや、是に依て之を觀れ各宗派か其經費を末徒より徵集するも最も適當の事と云えずんをあらす、而して本願寺を如何、集會を開き末寺をして教學諸般の事を議せしむることあるも、門末より其の經費を年々徵集するべし如きは未だ一回たも之を議會に附したるとなきにあらずや、嗚呼堂々たる教界の覇者を以て目せらるゝ大宗派にして、其の存在發達に要する歳費の徵集を門末になさずして、彼れは今日の盛榮に進みたり、吾人を彼に稱歎の辭を呈せざらんと欲するも得ざるなり、然に何者の狂愚を經費全分の負擔を門末を爲さしめずして、各自隨意の冥加懇志に依て此大業を支持するの本願寺を傷けんとは、彼の堂班以下冥加表などを并へ立て區々たる攻撃を以て賢善を陥れんとする、其所作の愚なる眞に憫むに堪へ

たり

本願寺の門末代表會議たる集會は、明治十三年に創設し以來年々之を開會し來れり、而して其議する所を問へて一に教學の方案、經費の收支にあるも、未だ曾て其年度經費の賦課徵集を議したることとは一度もあらざり、乃ち同派寺法中集會に關する規定に曰く

寺法第拾六條 集會を一派の盛衰利害よ就て意見を陳述し施行を求むることを得

同 第拾七條 集會は執行の處置成規に違ふと認むることあれば其處分を法主に請ふことを得

集會規則第十八條 集會は派内の法度并に本山經費の豫算を議定す

世界廣しと雖も何れの國家自治躰か、經費の賦課徵集を擱き之を議せず求めずして、其收支のみを議するの團躰あらんや、試に我帝國憲法を緝くに

憲法第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

同 第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定む

同 第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし

何れの邦國と雖も其憲法國たる以上は、此種の憲法あるは當然に於て收支を議すると、同時に收入の依て來る賦課徵集を議しつゝあるなり、然に獨り眞宗本派なる宗教大團體にして、此の賦課徵集の議なくして經費收支の議のみあり、之を會衆たる某

議員に問へば則ち曰く一派の歳入は之を門末任意の冥加懇志に得るのみと、道義を教へ慈善を主とする宗派とは云へ、吾人は其の寛厚優美清淨無垢なるに驚かすんはあらず、論者は抑も何の口を以て本願寺を指して娑婆界の無間地獄なと、は叫へる、堯に吠ゆるの犬としても恕すべからざるなり、本願寺の收入中僅に賦課に似たるものと三季冥加のみ、一寺一ヶ年金壹圓貳拾五錢とす、(寺格の高下に依り一ヶ寺に付壹圓貳拾五錢以下五拾錢廿五錢拾貳錢五厘迄とす)一萬の末寺にて得る所漸く壹萬圓内外に過ぎず、吾人を今日此外に毎年末寺より納金せしむる規定あるを見れば、壹萬圓内外の金額は此の大宗派を成立發達せしむるに足るとするや、論者と雖も首肯すること能はざるへし、恐くは此の金額は一派全收入の三十分の一に過ぎ

ざるへし、他の二三分ハ何に由て生ずるものとすや、是れ皆な任意の冥加懇志に外ならず、何を以て乎之を残酷非道の處置なりと云ふや、團體を要する公費を賦課徴集することを宥恕して、各自任意の冥加懇志に由て支辨し、以て一派本末の公益を圖るものと呼て、強奪主義を恣にするものと云は、天下古今何れの處か強奪主義ならざるものあらんや、眞宗本派の末徒ハ、特に深く法主の恩を肝銘し、本山の爲す所に感謝せすんはあらざるも乃あり、何をや、法主を自己に對して門末より受けたるの懇志を以て之を自己一人の爲めに使用せずとて、遍く本末教學の事業に投せしめ、以て末徒一般の公益を圖らるゝも乃是れなり、本山を門末より得たる冥加金を本山自身の爲めのみを使用せずして、遍く之を門末教導の費に供する

この是なり、一派公共の事業に要するの經費を、之を末徒の負擔に販すへきこと勿論なるに、本山ハ之を末徒に賦課せずして本山の得たる所を抛て之を支辨せり、法主の一身に對して受けられたる懇志ハ自己一身の爲めに消費せらるゝも不可なき所なるに、却て之れを自己の爲めに費さずして末徒教學の公費に投せらるゝ、嗚呼本派の末徒を自己に擔ふへきを擔をすして却て法主本山をして擔えしめ來れり、實に彼等末徒ハ現世より深遠なる恩徳を蒙れり、豈に末徒たる者肝に銘して之を謝せざるを得んや、彼の御文庫金として門末より受けられしものにて之を下附して教學の用途に供せらるゝを見る、乃ち左に其集會提出の跡を示さん

廿八年度(決算)歳入第二款下付金壹萬〇九百六圓四錢八厘、三

十年(豫算)歳入第二款下付金五千圓、(此下附金を門末懇志の法主御文庫金なり)

法主ハ一派公共の利益を重せらるゝや、既に此の如し、一派の末徒にして誰れハ其高德に感泣せざる者あらんや、今日門末の代表者として出る所の會衆なる議員にせよ、其受る所の歳費は皆な是れ法主慈惠の賜ものなり、彼等を門末を代表しなると門末より其の歳費を徴集せずして之を本山より受く、獨り彼等の事のみならず、一派の公共事業皆な此の類なり、吾人は是に至て本願寺を以て教界の樹者として、道義の本源として、信仰の靈場として誇るに足るまことを信するなま、末徒は年々其代表者として教學の事を議せしむるも、其の教學費の賦課徴集をハ之を議せずして終はれり、世界何れの處ハ事業のみを議して事業

費を徴せざるの團體あらんや、而して獨り眞宗本派なる團體ハ之を議して而も之を團體に賦課徴集せず末徒中何の苦情か之れあらん、

然に論者ハ本願寺を以て末寺信徒を衰弱貧乏に陥るゝものとなせり、如何に憎痴善人敗壞賢明の世の中とは云へ、論者の如きは亦た甚しからずや、論者は愚かにもクドクしく末寺の疲弊を以て本山の衆歛甚きに歸し、事實らしく熊本とか、加賀とか、北越とか、故らに事例を偽作して列擧すれども、吾人上述の所論を讀むときハ何人も彼れ狂癡者の暴論に迷ハされざるへし、吾人は最早や多く彼に向て論ずるの要を見ざるなり、

第四 非難者の自殺

論者は最近三十年間に於て本願寺を五千萬圓以上を門末より

吸収せりと云ひ、又た今日本山懇志の衰へたるハ法徳衰へたるなりと云ふ等自家撞着の駄理窟を并ふるもの多し指摘して彼れ暴論の自滅するを見ん

論者が多く虚構の事例を造りて攻撃の具となしつゝある中に、本願寺は最近三十年間に五千萬圓を門末より吸収せりと云ひつゝ、他の一方に於て今日本山懇志の衰へたるハ法徳の頽したる活證なりと云ふを、明かに自家撞着にあらずや、五千萬圓も吸収するの本山ならんには、決して懇志の衰頽を唱ふるを許さず、見よ三十年間五千萬圓を得るとせハ、一ヶ年壹百六拾六萬圓となるにあらずや、此の大金を得るを以て懇志の衰へたるを云ふは、自家撞着なることを自白するものと云ふへし是れ自論自滅の二次に三十年間五千萬圓を吸収せりと云ふもの最も數理外れ

の暴語なり、十一年間の時日を費やし、本末非常の熱心を以て積立てたるの護持會金さへ、其の總額未だ壹百五拾萬圓に足らざるにあらずや、然に争て、事もなげに毎年壹百六拾六萬圓を吸収せらるゝの理あらんや、毎年壹百五六拾萬圓苦もなく門末より寄附せしめ來るものならんには、何を護持會の成立保存に本末の力を此の如く要せんや、論者の虚構も頂巔を達して、自ら顛覆するを笑止なる(自滅の二)論者は本山が冥加懇志を末寺より受るを非難するの口を以て更に他の一方に於て多くの慈善事業を起さざるを難す、論者にては慈善事業にハ資金を要せずとは余も云ふ能はざるへし、懇志冥加に依らずして何に依て資金を得んとする歟、本願寺よは金銀の無盡藏にてもあるか如く妄想せるにや、一方懇志冥加の受納を非難しつつ、他方多くの慈

善事業の起らざるを非難す、是れ亦た自家撞着の迷論にあらずや(自滅の三)論者は又た須彌壇納骨の事を云々すまとも、此ハ大谷派にハ之れあるか知らざるも、本派にハ似寄りの事たにもなし、是れ自ら虚構と無知を披露する者にあらずや(自滅の四)論者も又た曰く生來末班平僧の分として餘力能く本山の徴發に應ずる能はされハ、監督局と申す白洲にて、堂班説教出勤着席停止の罰に處せらる云云、平僧と云ひ乍ら堂班停止と云ふ、是亦た自家撞着の語にあらずや(自滅の五)論者と蓮祖の「物を取るを善き弟子と云ふ」との訓誡の一を擧げながら、「師匠坊守の在所へも歩を運ひ志をも致せ」とある他の訓諭あるを知らず、是れ亦た自己の愚蒙を披露するものにあらずや、(自滅の六)論者は又た上座一二等の堂班新設を非難し種々の惡文字を羅列すれとも、此は舊

教職對配の結果此に至りたるものなることを知らざるに由る、畢竟論者寡聞の招く所のみ笑止々々(自滅の七論者は又た加賀の某寺に法主妾服の妹ありて云々、某寺の事を非難すれども、加賀末寺中よりは左の關係の寺院一もなく、法主の姉妹たるべき人、播州本徳寺にあるの外、之れなき所なり、是れ亦た論者杜撰の失にあらずや(自滅の八論者を又た本山は末徒の右手を捕へ左手を以て不正を働けと教唆するものなり、左手にて騙取したる金財にても、右手に移して本山に納むれば、潔白の懇志となる、世間不正の所爲は、本山の所謂忠良奇特とする所なりと云へり、騙取詐欺、他人の金財を奪ふ程の惡漢か其金を更に本山に献ずるとは何事と、喜捨の心ある者にして焉を竊盜を働くの理あらんや、是れ亦た自家撞着の言なるのみ(自滅の九論者が騙

取の金にても本山に納むれば忠良奇特とせらると云ふの事實、若し萬々一之をありとせん乎、獨り本山に限らざるへし、之を海防費に献するも、之を軍資金に献するも、受納者にして金の性質を知悉すへくもあらざれば、賞詞の下に受納するの外なきにあらずや、是れ亦た論者の愚を披露するものたり(自滅の十論者は又た徵財の使僧は年一年より頻繁にしてと云ひ、又た毎歳本山の徵集に疲れて云々と云ふ、抑も毎歳何等の事故を以て徵集に出蒐ける使僧ありたるや、論者は大學林建築と護持會と開教費との三事故の外之を云ひ能はざるにあらずや、一方に毎歳とか頻繁とか云ひ乍ら、他の一方に毎歳頻繁を証據立る能はず、却て毎歳頻繁ならざる事故を列擧するを、是れ亦た自家撞着にあらずや(自滅の十一論者は又た旅寓の窓下よ清貧に安んじ、其

多くを妻兒と別れて獨り山務に鞅掌し、僅少の俸給、衣食よきへ支へ兼るの役僧を見て、起業銀行の株券を握らざる者はなし、鴨東の花に連夜の夢を貪る杯と、左も富裕らしく云へと、吾人は論者の餘りも事情に迂なるに驚く、吾人を堂々たる一派の役僧としては、其の生活程度の餘り低くして、哀れ至極なるは氣の毒にこそ思ふ程なれ、左るを役僧ハ如何にも金持ちの如く記す、是れ亦事實を顛倒せるものにあらずや(自滅の十二)論者の云ふ熊本菊地組の事ハ同組の本山に反抗せんとする僧侶二三ある事實を証するのみ本山の強制を難する具とはならず(自滅の十三)論者の云ふ加賀にて三年間祭禮の中止を全く無實の記事なり、良し之れありとするも唯た其節儉を証する迄の事のみ此の如きは各地往々之れあり不急の事よ節して有益の事よ費すは當然の

み何ぞ攻撃の具たらんや(自滅の十四)論者は又た堂班停止者毎月にして少くも三十件以上に及ふと云ふと雖も何ぞ此の如きことあらん、吾人を其の針小棒大の言に驚く、本山録事さへ讀みたることなき者の囁語なるのみ(自滅の十五)論者を又た破鞋枯杖千里を遠しとせずして各地に巡教せざるを以て一方法主を非難しつゝ、他の一方に於ては貧困にして車に乗る能はずと云ふを以て、末寺の老僧を氣の毒がるこそ可笑けれ、法主にして破鞋枯杖を事とすへきものならんにも末徒の車に乗らざるは當然にあらずや、是れ亦た自家撞著のみ(自滅の十六)論者は又た法主會見を以て冥加に依る如く誣ゆれとも、法主ハ毎月數回大廣間に出て、親しく門末に而し教諭せらるゝことを知らずや、豈に一厘半錢たに冥加を徴せらるゝことあらんや是亦た論者の誣妄を披

露するのみ(自滅の十七)論者は又た十世紀の奥國を云々し(十九紀の誤ならん)匈牙利を望むと云へり匈牙利ハ王國ニ叛逆を試みよるものなり、論者ハ逆徒の本願寺を覆へずを喜ふや、狂癡を自白するものと謂ふへし(自滅の十八)算へ來れハ論者の自家撞著は猶ほ枚擧よ違あらず、刀劍は自己を殺すの具ならざるも、論者は他を攻撃せん爲め却て自己を殺すの具に用ゆ、吾人ハ憫笑に堪ぬざるなり

之を要するに、論者の言は千万言を費し、種々の事を繰返へすも、吾人の前論に於て本願寺ハ門末に聚斂せざることは昭々として争ふへからず、近時の大業たる護持會さへ、負擔の輕きに驚く程にして、特に本願寺ハ他宗の如く門末に賦課徵集の法を用ゐざるの至寛至裕なる以上は、如何なる惡文字毒筆法を逞ふ

して傷けんとするも、畢竟古弓箭を用て甲鐵艦を破らんとするに同し笑止々々、特に本山の財政ハ終始集會監督の下にありて、一厘半錢と雖も集會の議を経ざるハあらず、集會は本末の公會なり、門末公認の下に收支するもの、焉そ門末の不平苦情を受るか如きものあらんや、論者の狂妄なる何人ハ之れに與せんや、

第五 興學布教

人あり資を給せずして我子弟修學の成らざるを責るあらは如何、誰れハ其愚を笑えざらん、我邦の軍備遅々として遽に魯英の如くならざるハ、國人の之を欲せざるにあらず、之を欲して止まざるも軍資の彼れに及はざるに在り、彼れと船艦砲臺の精銳を競ひ、彼れと將帥兵士の訓練を争はんを欲せば、先づ之を支持するの資を得ずんは能はざるなり、今や我國は文明に長足の歩

を進め、大小公共の機關燦乎として星羅碁布し亦た昔日の日本にあらず、而して其之れに費す所を問へば亦た昔日の日本に見ざる所の歳出なり、我邦の歳出は年々歳々増加の一方にのみ傾き、本年度豫算の如きは實に數年前の二倍以上にあらずや、隨て新稅増稅の法律續出して國民の負擔増加を見る、宜なる哉國家公共の事業大に進捗して今昔別天地の觀あることを、是れ一に資財の作用にあらざるは莫し、何人か此間に異論あらんや、然り而して人は本願寺教學進步の遅々たるを責むることを知るも、之をして進歩せしむるに要する資財を得るの方法を講ずることと知らず、是れ資を給せずして子弟の學の成らざるを責むると何と異ならん、彼の嫉妬仇怨の故を以て、本願寺の教學を罵る者、皆な此の類ならざるはなし、特に論者は却て本願寺の教

學の資を得るを非難し、冥加懇志受納の非を鳴らす者にあらずや、抑も何の口を以て教學の不振を責めんとするや、然れとも論者は傲然口を極めて之を罵れり、何と自家撞著の甚しきや、政府は教育、衛生、交通、運輸、國防、警備、等幾多文明事業を興起し、支持するが爲めに、新稅増稅を起して之を國民より徵集し來るも、本願寺は由來年々の教學費を門末より徵集するの法なし、抑も何に由て彼れか如く其の進歩を見ることの能ふべき、本願寺の教學は今も昔も門末に依て得たる懇志を以て、之を興起し支持し來れり、政府は國民に賦課して政費を増加し來れるも本願寺を逮に其の信施を増加して昔日の數倍たらしむるの途なし、國家事業の進歩して今昔別天地を示めずを以て、本願寺亦た悉く彼れと同じからざるを得ずと、論するは盲目論

たるを免れざるなり、然りと雖も本願寺は本願寺だけに進歩して、實に昔日の本願寺にあらず、人若し既往の歴史を緝むは誰れか其進歩に驚かざらん、本願寺亦た今昔別天地を爲し居れり、曾て北嶺南都最盛の時、僅に五間四面の影堂を大谷に見たるも、今は東西六條に分れて、世界無比の殿堂を見るに至りたるにあらずや、三百年前は今の西山別院の堂宇を以て一天無二の本山とせしむ、今は彼れが如き堂宇は同派別院として全國に林立せるにあらずや、寛永年中甫めて本山茶所の側に狹隘なる學庠を設けたるも、今は大學林文學寮として規模壯宏なる校舍併立するに至る、而して此林寮とも多數の學匠學士を教師に選任して、而かも授業料を要せず、加之大學林は學生に飯資を給し、文學寮は學生の學資を扶助す、其經費年々貳萬參千餘圓なり(明治

三十年前校豫算に依る今日何れの宗派が能く此の如き者あらん、之を三十年前の學林に比するに天淵も啻ならざるなり、即ち本願寺は其の本山として直轄設立せる(昔日は學林の學生は悉く自費にてありたりき)

大學林

文學寮

の二校ある以上(普通教校を舊下間屋敷に創立したるを始とす)更に各地共立教校に年々壹萬貳千圓の補助金を下付す(明治三十年の豫算に由る也)是れ明治十三年已前に於て吾人の見ざる所なり今其校名を掲げんに

- | | |
|------|------|
| 眞利教校 | 五瀬教校 |
| 金龜教校 | 金阜教校 |
| 興仁教校 | 宮城教校 |
| 羽水教校 | 徳風教校 |
| 楓川教校 | 履信教校 |

博練教 校	進德教 校
開導教 校	豫章教 校
白蓮教 校	開明教 校
開闡教 校	崇信教 校
振風教 校	東肥教 校
金龜支 校	

(此外に臺灣日本語學校あり又た私立教校數多あるも略す)
 此廿一教校と大學林文學寮とを合すれど、數千人の學生は、目下致々螢雪の功を積みつゝあり、是れ他日一派の龍象となり、二世の導師となる者にあらずや、校舎の數に於ても、學生の數に於ても、修學其物に於ても、昔日に見ざる所にあらずや、試みに今得業以上昇階者の人員を検するに

勸學	十三人	司教	十八人
輔教	五十二人	助教	四百十六人
得業	六百廿七人	准輔教	七人
准司教	一人	准得業	二十六人
准助教	二十一人		

是れ近年興學の賜にあらずや、而して本願寺は此外更に海外留學生を派し、又た内地大中各種の學校へも留學せしめ、以て育英の事に怠らず、又た年々安居開講をなし食料を與へて數百の學徒を集め専ら宗乘を講究せしめつゝあり、如是多額の學資を本山より支給すること明治十三年前に見ざる所なり、吾人は興學の事業に就き、猶ほ記すへき所あるも、長文を厭ひ、轉して更に布教の方面を窺はん(昔日の安居も亦た其學生は自費なりき)

論者は募財の外に使僧なしと云ふと雖も、募財の事は三十年間
唯た二ありしのみ、論者の誣妄を吾人の前論にて粉碎せられた
り、吾人は今如何に本願寺の布教に力を尽しつゝあるやを見る
に

布教使派出人員 五百二十八人

(廿九年後半期の統計に係る、前半期を四百六十四人なり
き)

此統計を同派の内務省に報告せし書類中に就て之を見る、最も
正確なるものと信す、此の布教使たるや、或は常在なるあり、
或は臨時派出なるものありて、一定ならざるも、其向ふ所は各
府縣にして監獄署、寺院、門末教會、同講社、同説教所、海外、
其他、各別院、本山教會、本山總會所等に於ける布教を算ふれ

え一々枚擧するに違あらず、斯くの如く今日本山は布教の事に
鞅掌し、内ち教田に培ひ、外か未開の地を拓き、駉々として旭
日の勢あるに至る、見よ日薩の信仰地を三十年來の功績にあら
ずや、北海道の開教(江刺札幌小樽の三別院并八十ヶ所の説教場
の開設)等近時の成業にあらずや、東北の開教に、監獄の教誨に、
軍隊の布教に、教會講社の傳道に、皆な昔日に無くして今日に
有るの功業なり、是れ本願寺布教の功果と云えずして何と云ふ
べき、

今軍隊布教、監獄教誨、臺灣開教、及び各開教地に於ける駐在
主任布教者の氏名を掲ぐれを實に左の大數を得るなり。

第一 軍隊布教者(三十年十月現在) 第一師團(衛戍監獄) 佐々木一海

近衛師團(東京) 永野天眞 同 (高崎) 野井宗成

同	(橫須賀要塞砲兵)	兼武内升量	第六師團(熊本)	西川福稻
同	(橫須賀要塞砲兵)	兼永野天眞	同 (久留米)	菅原苔殿
第二師團(仙臺)	長尾雲龍	同 (小倉福岡)	三松永成	
第三師團(金澤)	井上叩端	同 (下ノ關要塞砲兵)	多田道然	
同 (靜江)	本好祐馨	第七師團(札幌)	兼進本蓮城	
第四師團(大坂姫路)	西行徳量	右内地陸軍	兼進本蓮城	
同 (同)	北條蓮慧	(橫須賀)	兼永野天眞	
同 (大坂大津)	喜多村哲雄	(吳)	藤田順道	
同 (福知山)	楠 靈瑞	(佐世保)	岡 玄節	
第五師團(廣島)	幡多乘之	(同)	和田耕月	
同 (丸龜)	中山了運	右内地海軍	井手圓純	
同 (松山)	兼藤田順道	(威海衛占領軍)	井手圓純	
同 (山口)	伊藤眞順	右威海衛軍隊	紫雲玄範	
同 (高知)	長尾顯照	(臺北)	紫雲玄範	

(同)	田中行善	○東京集治監	時田楚雲
(臺南)	宮本英龍		渡邊博善
(同)	平田博慈	○宮城集治監	松下法秀
(鹿港)	佐々木一進		野田勇健
(彰化)	清水文雄	○三池集治監	土中南湖
(臺中)	井上清明		小川信道
(新竹)	故選義貫		宮 祐淨
(嘉義)	藤本周憲		村上等然
(恒春)	村井選滋		多田賢住
(宜蘭)	楠 祐殿		多田賢順
(苗栗)	櫻井桃英		

右臺灣軍隊兼勳

第二 監獄教誨 (三十年九月現在)

監獄署 教誨師

○警視廳市ヶ谷監獄署

○京都府監獄署

國司廣勝
林川豐民

○堺監獄支署

富士原智乘

○宮津監獄支署

羽溪履信

○兵庫縣監獄署

能仁達朗

○大阪府監獄署

小田悅雲
佐藤善海

○那須監獄支署

那須淑湛

○大野監獄支署

大野玄明

○日限監獄支署

日限清了

佃離見

○魚返監獄支署

魚返哲乘

辻本相昭

○藤田監獄支署

藤田超宗

堀川惠善

○神谷監獄支署

神谷墨猷

上原龍溪

○豐岡監獄支署

鷺谷護城

三宅善覺

○長崎縣監獄署

鷺谷護城

○大村監獄支署

松本神量

○長岡監獄支署

檜崎松龍

○島原監獄支署

秀山宣受

○埼玉縣監獄署

木南沖晃

○嚴原監獄支署

菊地寛容

○河野監獄支署

河野純孝

○平戶監獄支署

三上厚之

○熊谷監獄支署

織田信行

○新潟縣監獄署

新晃壽

○川越監獄支署

島田顯明

○高田監獄支署

青山祐元

○群馬縣監獄署

松井教意

原平勇精

○谷治監獄支署

谷治達門

光山大雲

○山崎監獄支署

山崎華印

矢島快就

○茨城縣監獄署

越路卓然

○五條監獄支署

楠敬順

○土浦監獄支署

藤井清準

○靜岡縣監獄署

太田憲彰

○下妻監獄支署

築林隆成

○濱松監獄支署

渡見顯彰

○栃木縣監獄署

岡部慈圓

○山梨縣監獄署

木村惠致

○奈良縣監獄署

是川鳳集

○岐阜縣監獄署

伊丹栄空

○長野縣監獄署

長岡覺性

○田代監獄支署

田代最勝

○奈良縣監獄署

寺井惠眼

○武井監獄支署

武井靈行

○奈良縣監獄署

天崎紹圓

○阿部監獄支署

阿部大驥

○奈良縣監獄署

佐藤映芳

○四村監獄支署

四村最勝

○長野縣監獄署

來島好間

○白河監獄支署

福山正之

○松本監獄支署

大山達開

○中村監獄支署

大綱信誠

○上田監獄支署

日高達契

○巖手縣監獄署

松山善教

○飯田監獄支署

藤居神通

○秋田縣監獄署

野々村若雲

○宮城縣監獄署

朝比奈昇道

○秋田縣監獄署

龜山觀月

○宮城縣監獄署

花林哲山

○青森縣監獄署

多田義觀

○福島縣監獄署

水田俊長

○福井縣監獄署

河南深薩

○富山縣監獄署

楠 秀晃
長岡 世界

戶田 徹照
大森 功圓

○鳥取縣監獄署

四下 值善
越原 秀山

山口縣監獄署
朝戶 淨歸

○岡山縣監獄署

龍野 善立

岩國監獄支署
南部 惠明

○廣島縣監獄署

千輪 性海
三原 鐵城

赤間關監獄支署
旭 眞乘

○德島縣監獄署

藤 玄龍
小林 尋粹

和歌山縣監獄署
高安 博道

大內 皆嚴

田邊監獄支署
野村 哲成

○德島縣監獄署

神谷 唯乘
一乘 空現

長尾 顯照
中村 龍道

○香川縣監獄署

和泉 順順
梅林 一衛

本庄 教海
前原 法永

○九龍監獄支署

藤並 照然

柴田 龍溪

○愛媛縣監獄署

三浦 達信

村上 雪崑

○宇和島監獄支署

三浦 憲章
山之内 登之
櫻井 誓應

法留 乘順
渡邊 法爾
西元 龍拳

○中津監獄支署

○佐賀縣監獄署	飯沼廓然	(臺北)	紫雲玄範
○唐津監獄支署	神谷龍海	(同)	田中行善
○宮崎縣監獄署	鎌田歸巖	(臺南)	川原政道
○延岡監獄支署	一万田方空	(同)	宮本英龍
○鹿兒島縣監獄署	前川映徹	(鹿港)	平田博慈
○大島監獄支署	岩切幸宇	(彰化)	渡瀬正覺
總計 七十二監	一百三十二名	(臺中)	佐々木一 道
第三 臺灣開教 (三十年十月現在)		(新竹)	清水文雄
		(嘉義)	井上清明
		(鳳山)	故選義貫
		(宜蘭)	藤本周憲
		(新竹)	村井選淑
			楠 祐 護
			櫻井桃英

(基隆)	高橋行信	(布哇)	新田公 巖
(鳳山)	池田慧琳	(同)	金安三 壽
(嘉義)	田中真雄	(同)	山田將 爲
(臺東)	橋 摩 騰	右海外開教使として頭書の地に駐在	
右臺灣開教使として頭書の地に駐在		第五 北海道開教 (三十年十月現在)	
(澎湖島)	足立格 致	(帶 廣)	龜井慈 雲
(沖繩)	大河内彰 然	(千 島)	新田 鑿 湛
右頭書之地ニ在		(月 寒)	羽生 荷 生
(臺北)	王 岱 修	右開教使として頭書の地に駐在	
(臺中)	鄭 玉 田	(千代田)	松本 鑿 淨
右臺灣開教通譯及敬愛學校教員		(滑 川)	石田大 全
第四 海外開教 (三十年十月現在)		(熊 石)	原 利 生
(浦里須德)	伊藤 洞 月	(乙 部)	石川智 海
(同)	清水 松 月	(七 飯)	穗 積 子 順

(濤都) (瀬棚) (赤江川) (白江川) (朝里) (山口) (岩見澤) (瀧川) (丘珠) (岷向) (長沼) (茂春別) (高岡) (厚別)

堀川泰榮 房崎幸三 澤野大信 同 人 佐々木正善 藤本圓藏 家郷紫雲 朝日正道 増田高恩 田邊義海 廣部大定 山田正念 高橋智秀 横湯僧潮

(茶志内) (永山) (望來) (馬追原野) (月寒) (砂川) (美明多富) (當別) (近文) (篠津) (夕張炭山) (峰延) (當麻) (新琴似)

朝倉惠見 永江天寧 中川大悟 天野逸雲 池内 繁 西川殿証 高瀬四正 岡徹道 寺尾杏登 木村淨觀 坪井真英 蓮池雲嶺 笠島靈信 内平可敬

(忠別) (白石) (北八條) (瀧川兵村) (奈井江) (高島開墾) (栗澤) (雨龍村) (飛府) (厚田) (角田) (江別) (鬼鹿) (鬼鹿)

乙坂開壽 西井慈正 上守祐真 三栗勸善 龜山正法 伊藤淨庵 辰田真成 相原西順 寺尾杏登 佐々木照顯 坪井真英 石堂廓然 期江玄龍 水戸法真

(ルイラン) (羽幌) (初山別) (稚内) (香形) (仙法志) (宗谷) (鷺泊) (湧別) (枝幸) (拔海) (常呂) (鬼脇) (渚滑)

渡邊智現 河野鉄雄 河野鉄雄 武田智寛 清水是妙 龍川三位 粟川慈雲 兼崎了義 鏡水冬賢 澤野岳住 佐々木哲夫 戸倉法道 倉本普妙 鷺谷顯融

(昔小牧)	朝倉寛溪	(西舍)	頼田了誓
(鶴川)	瀧本一行	(浦河)	青山誓圓
(帳別)	藤田政詮	(鹿野)	鎌田恭温
(洞爺)	高田大然	(歌笛)	青山誓圓
(壯瞥)	稻田正圓	(茂寄)	河南普嚴
(漁村)	原龍海	(歴舟)	同 人
(白老)	若林行教	(釧路)	伊藤達九
(島松)	野口道性	(霧多布)	河南乘賢
(西紋磯)	奥田教正	(厚岸)	龍山祐教
(千歳)	阿部堯圓	(太田)	佐々木諦薫
(俱知安)	龍川立成	(和田)	土岐虎關
(釣橋)	房崎幸三	(北村)	多田賢城
(小花井)	今小路乘薫	(鶺村)	同 人
(真狩別)	高田大然	(木古内)	玉木靖神

(此田)	三瀧漱石	右頭書の地に新寺起立	武藤性賢
(福山)	朝倉道宣	(函館)	原 諦住
(福島)	同 人	(同)	
(常呂屯田)	樺島 環	右説教所事務取扱として駐在	小西寛隆
(旭川)	石田慶雲	(石狩渡島後志)	
(湧別屯田)	鍵水冬賢	(渡島後志膽振)	下間教詮
(歌志内)	松浦大乘	(日高膽振根室釧路十勝)	宗 遂淨
(古舟別)	水戸法真	(天鹽石狩)	
右説教所詰員として頭書の地に駐在			
(幌泉)	鎌田恭温	(根室釧路十勝北見)	長岡普祝
(室蘭)	藤森顯城	(北見天鹽)	三星善誓
(網走)	矢田谷道順	右頭書の地受持巡回布教者	

吾人は頃日台北布教使の一人より、本願寺に報告せる書中に於て左の信徒歸入表を見る

七月	三十二戸	八月	五十一戸
九月	八十一戸	十月	三十八戸
十一月	八十一戸	十二月	二百四十三戸
合計	四百八十戸	人口	千四百九十六人

(外に僧侶十一人)

此表は昨年後半期間に於ける、而かも台北の一部のみ、全年に涉り全島に通して、之を統計するときは、更に其歸入信徒の夥しきを見ん、人は知らん、新領の地にしては、仁文武威を以てしても、中々に本心より歸順の民を得ることの難きを、其の難き中に於て、精神界を開導して一部に於て、千數百の信徒を僅々半歳の間に得たるもの、是れ開教の功にあらずと云ふを得んや、顧みて維新前を思へ、本山親しく此等布教に従ひしこと稀

れなるを覺ふ、而して今や諸種の方面に向て、布教の旗幟を樹て濟世度生の本分を盡しつゝあり、誰れか此偉大の事實を見て長足の進歩にあらずと云ふを得んや、(此外、教會、講社、説教所、の本山直轄に係る者總計一千五百二十二ヶ所の現在なりと、報告書中に見ゆ)此亦た本山が明治十年已後布教に勤むるの活證にあらずや、然に論者は漫然其の教學を痛罵し、本願寺は終始袖手座食、布教の事、興學の業、之を抛て顧みざるもの、如く云へり、何ぞ出放題なる、論者は自ら己れの愚蒙を世間に披露することを知らざる乎、

本願寺が興學布教に於て如何に盡しつゝあるかは、前論を讀て其一斑を窺ふに足らん、夫れ事業の進歩擴張せる斯くの如くなるに、此事業を支持するの資財は何に由て之を増加し得たる、

本願寺を由來政府の如く新税を課し、舊税率を増加するの如き事をなさず、維新前に變りて年々門末より徴財をなすの如き事もあらず、唯た一の護持會金の利子と一昨年の開教費とあるのみなるにも拘らず、事業は此の如く進歩せり擴張せり、資財を得るの法は昔日に異ならずして、其の事業は昔日に見ざるの偉觀を呈し、新經費を要する新事業續々として興るも、別に新徵集を年々に爲さず、約言すれば資財を得るの途、舊の如くにして、資財に依るべき事業は今昔別天地を爲すに至る、之を如何と稱揚せずして可ならんや、吾人は假りに懇志冥加を以て代價と見んに、其代價より遙に功業の大なるを見るなり、それ租税は國家事業の食料なりとは善くも云ひ顯はしたるものなり、論者請ふ進て本願寺に事業の起らざるを責めんと欲せば、先づ

退て事業費を給するの途を求めよ、言ら打ちの打撃は往々自己の頭を反撃することあるを知れ

第六 法主及寺務

教界を攪亂し宗派を顛覆するを以て目的となす者は是れ魔波旬の徒なり、論者は本願寺を攪亂し眞宗を顛覆せんとするの毒論を逞ふす、故に論者は魔波旬たることを免れざるなり、論者の毒筆、進一進して、遂に法主の法座を侵すに至ては實に一宗の法敵なり、宗徒を擧げて其肉を食ひ其血を啜るも、猶ほ足らざるを覺ふ、

法主は一宗の首長、傳燈の大本位なり、上は高祖列宗に純正の宗義を承け、下は法嗣法孫に清明の法燈を傳ふ、内は門下幾萬の弟子と一派巨萬の信徒を導き、外は幾多未教の地域を拓き、

無數頑迷の生靈を化するを任とす、幾多の耆宿は其手足とかり、幾多の門侶は其羽翼となり、衆心一致其の教示の下に進退し以て教義の顯彰に務む、眞宗今日乃盛榮を見るもの、一に法主傳燈の妙用に依らすんはあらず、梵會は格闘能く己れに向ふの兇敵を殺し得るも、三軍を麾して巨万の敵軍を屠る韓信の略を有せず、然れとも人は韓信が梵會を學はざるの故を以て韓信を責めず、却て全功を信に歸するにあらずや、卒の功、將に及ばざるは古今の擧て許す所、況んや將に將たるもの、功用に於てをや、法主は卒にあらず、將にあらず、實に一派の上に立ちて將に將たるの元帥なり、何者の狂愚敢て彼れに向て卒の爲す所を爲せと云ふ、韓信に梵會の事を執れと云は、人其愚を笑はん、况や漢高に卒の爲す所を執れと云ふに於てをや、三軍の將

は親ら手に刀劔を握らざるも能く千軍万馬を屠る、古聖は能く垂拱して天下を治めたるにあらずや、論者の論は手に刀劔を握らず、親ら敵を斬らざるの故を以て、假令ひ千軍万馬を屠るの功を奏するも、軍人たるの責を尽さすと云ふに異ならず、齷齪として眼前の小仕事に汲々するを以て、一宗棟梁の能事終まりとするものにあらずや、此の如き狂婦的の小怨言は幾万遍之を繰返へすも、何に由てか神聖の法座を傷け得んや、傳來の經卷を披閱し相承の論釋を研尋し、以て其深理を發得し、以て其正義を傳承するの一事にても、容易の業にあらず、況んや其身傳燈の本位となりて邪を正し曲を直ふし、千載の下、宗意毫釐の誤謬なからしめんとするに於てをや、茫々たる宗徒の中、或は異安心を唱へて無辜の信徒を惑亂するもあらん、悠悠

たる歲月の間、或は叛逆旗を翻して一宗を分裂せんと企するもあらん、之を未然に匡正し之を既發に救濟するの任、何人が敢て當らん、是れ實に傳燈法主の大任なり、一宗の耆宿龍象は法主ありて生ず、門下數萬の教師僧侶は法主ありて生ず、若し法主微りせよ一門を四分五裂せん、何に由てか純正の教義を聞くことを得ん、若し法主微りせば耆宿龍象は輩出せず、教師僧侶は所在にあらず、何に由てか親しく其教語に接せん、故に若し其れ朝夕接眉する所の檀那寺住職の小恩を知らば、更に進て法主の高徳傳燈に深謝する所なくんばあらず、一派の耆宿教師皆な法主身軀の一部分なり、何れの耆宿教師の化を受るも、先づ法主の化を受ることを思はずんばあらずなり、然に論者は法主か人毎に親ら接せず、家毎に親ら到らず、跼蹐として小鳥の殺

粒を拾ふか如き所作を爲さざるを以て之を非難せり、無謀の攻撃も亦た甚しからずや、然ると雖も本願寺法主は一座無移亦不動を學ぶ者にあらず、古聖の垂拱を氣取りつゝある者にあらず、法主は將に將たる身を以て、而も其身を降し、或は時に出征の一將となり、或は時に籠城の一將となり、或は時に格闘の一卒となることあり、身は論者の云ふ如く破鞋枯枝を着けざるも、能く破鞋枯枝に優るの勞苦を以てせり、吾人を彼れか假令ひ終始裨將的雜卒的所作を爲さざるにせよ、其の勞苦の多きと、其の所務の繁とを知る、而るを况んや元帥にして時に裨將と雜卒とを兼ね、敢て怠る所なきに於てとや、吾人は左に昨年前半期に於ける法主の親ら爲せる化導の一斑を窺ふに

一月一日午前四時兩堂法要親修以下毎日の法要修行は省て書
 せず○九日より十六日迄祖師忌親修、○十七日御さくらへ○十
 八日東上○十九日築地別院海軍追吊會親修、○此間別院化導
 ○廿二日同別院近衛師團追吊會親修○此間別院化導○二月六
 日歸山○廿一日大谷佛殿にて仁孝天皇五十年忌親修○廿三日
 西山別院にて同天皇忌親修○三月一日直論披露○四月五日教
 恩院宗主忌親修○六日七日元祖大師忌親修○八日大坂下向第
 四師團追吊會親修○十七日より讚佛會親修○廿日廿一日太子
 忌親修○廿一日出發愛媛縣下向○廿四日松山追吊會親修○廿
 五日該地化導○廿七日歸山○四月二日奈良縣下向○三日大和
 追吊會親修○四日歸山○十三日十四日山科會親修○十九日神
 戸下向同地追吊會親修○二十日歸山○廿二日廿三日西山覺祖

忌親修○廿五日より五月二日迄前住上人廿五年忌親修○四日
 善導大師忌親修○五日出發廣島下向○七日第五師團追吊會親
 修○此間同地化導○九日歸山○十一日洛東に於て内山會親修
 ○同夜出發東上○此間築地化導○十九日仙台着○廿日同地化
 導○廿一日仙台に於て第二師團追吊會親修○二十八日横須賀
 に於て海軍追吊會親修○此間各地化導○六月五日歸山○七日
 大師降誕會親修○八日東上○十日歸山○十一日十二日緯如上
 人忌親修○十三日十四日中祖忌延修○廿五日廿六日曇蠻大師
 忌親修、

此外に毎月數十の未徒得度式を二日十日十六日廿三日廿九日
 の五回に分ちて親ら執らる、一回の擧式其長きを午後六時よ
 り翌午前二時に達すること數々なりと云ふ殆ど毎朝の如く數

十人若くハ數百人の信徒歸敬式を親ら行はる、一日二日十五日十六日の祖師及前住上人の忌日法要を毎月親修せらるゝか上に、此兩忌日に於て普く僧侶を大廣間に集めて教諭せらる、此外臨時の教諭は一々掲るに違あらず、

本願寺法主ハ唯た將に將たる的の所作のみをなせるか、又た元帥たり裨將たり、將た士卒たる、何れの事をも兼ね爲せるか、前記化導の一斑に徴すれば欺くへからず、彼れハ貴賤を問を以貧富を論せず、毫厘の報酬を受けずして毎月數回僧俗に接して親教しつゝあるよあらずや、東奔西馳、席暖なるの違なく、各地に巡錫して化導をなしつゝあるにあらずや、袖手座食の譏を受けつゝ深窓に生を終はれる昔日の御公家様と日を同ふして語らへらざるなり、彼れハ法務の鞅掌、化導の頻繁なること

と前記半年分の一斑を以て吾人の言の欺かざるを知るへし、而して法主は右の外昨年中猶ほ左の法務に當れり

門末より願へる御影像下附を許し其染筆をなせるもの三百九十六幅○門末より下附せる名號消息短冊等を染筆せるもの二百八十二枚

此染筆は一時になすものにあらざるを以て頗る時日を要するかと、知らるゝ此の如き大數の揮毫は、其道専門の書家と雖も恐く多く見ざる所にあらずや、然に法主も多端の法務の中に在て、猶ほ之を爲し遂げつゝある上に、更に左の管長事務に當れり
教務所を設置すること廿九ヶ所○末寺住職を任すること四百四十三人、免すること一百十四人○教師を補すること七百○七人○末徒を度すること八百十八人○歸敬式を授くること三

万千七十二人○補佐の役僧を任免し巡教使布教者を進退し派遣し各地の布教を指示し學事を開導し、集會を開閉し、議案建議を可否し、法度教示を發し諸務を裁せる事等は一々列擧するに違あらず、

此統計は其筋に報告せる書中に載する所なり、法主の法務に寸隙なく、濟世度生の大任を全ふせらるゝ事、誰れの間然するを得ん、論者は猶ほも滅多打ちを恣にせんとするの、法主ハ特に眞俗に對し言行の範となるべき者、君國に對し忠勇の行ある者即ち孝子節婦軍人若くは遺族、宗門に功勞ある者法義篤信の者、又たハ災害に罹り窮厄に遭へる者等には、其請を待たずして、特に名號法名短冊其他の法物、若くは金品を授與し、又た特に接見して親しく慰諭せらるゝ、而して昨年中に於け

る、之れの一例を記せん、

- 染筆名號及法名 貳拾八枚
- 紺紙金泥名號 貳百四拾四幅
- 念珠 貳百六拾連
- 染筆色紙短冊 拾六葉

(金品授與は別項に記す)

通常法名授與 三千五百十八人

右は昨一年に於ける概數なり、二三年前は遙に其額の多ほかりしことありき、其れ此の如く法主を其報酬を受けずして、布教をなし謁見を許し、名號等の法物を授けらるゝにも拘はらず、論者と眞宗の教義は金錢に依て賣買せらるゝ、金錢にあらずは法主を謁見せず布教せずと云ふ、何と事實を知見することの明な

きや、素より教學の冥加を喜捨する者に對して、法物の授與をなし、或は謁見諭示を賜ふ等の事あるは此の以上に見る所にして、是れ一は喜捨人の奇特に酬め、一は教學資金の徳を謝するに出つ、論者は此の教學の資金を投する者に對して、一の報酬を要せずと云ふや、教學に資金の食料を給し、其をして開展發動せしむる者も、終始教學の厄介を受るのみの者も、之を同一に取扱はんとするや、愚も亦た甚しからずや、論者ハ又た法主ハ人毎に接し家毎に到らざるを非難すれとも、若し何人にてても、一人毎に無茶苦茶の會見を許すとせん乎、一日十人宛之を許し百年三万六千日を費やすも、遂に四百万口信徒の會見は、之を終る能はざるを奈何せん、法主の生涯は芝居の木戸番と化し、徒らに雜沓の裡に身を埋没せらるゝに至らん、斯くても論者は

一々會見せよと云ふ乎、吾人前論の如く法主ハ毎月數回門末を大廣間に引見し、親しく教諭の勞を執らるゝにあらずや、此引見教諭は貴賤を問はず、報酬を受けず、何ぞ非難すへき點あらんや、然に論者は傲慢にも法主の法座を侵凌して、之を顛覆せんと企てり、自ら魔波旬に陥りたることを知らずや、執行以下輔佐從屬の役僧を其の執る所、一派の教務にして猶ほ帷幄の議に參する將士の如し、外に在て砲煙彈雨の野を馳驅するも、内に在て畫策籌謀、機務に參するも、其用は二ならず、共に是れ法主化導の手足羽翼たるのみ、然に論者を寺務役僧を以て黄金の圍にても戯れつゝあるもの、如く記せり、是れ論者ハ垂涎十丈、役僧を羨て非常の富貴者なりと妄想せしより、其羨戀一轉して嫉妬となり、再轉して仇怨となり、逆上に逆上を

重ねて眼中朦朧、遂に物の眞色を見る能はざるに至れるに起因するものとす、論者は役僧の銀行會社の株券を有するを非難し、酒色に沈溺しつゝあるかの如く記すれども、吾人ハ却て反對の事實あるを悲む、苟も教界の弱者たる本願寺の役僧たる以上は、社會中流以上の生活程度に居りてこそ當然なるに、其居處を訪へは多くは旅宿屋の一室にして、妻兒を携へず侍童を用ゐず、一見書生の起居に異ならず、受る所の俸多くは小學校教員の類を超へず、何の餘裕ありてか、月下花陰に遨遊を恣にするを得んや、其元老年功の人と雖も、齡を一小借屋に累ね、僅に童僕に給仕せらるゝの類なり、清貧を貴ひ淡泊無頓着なるにあらずんは、奚爲を能く此の如きを得ん、僅に一二役僧の中には或る會社株券を有せるものもあらん、然れども此は是れ其人特稟の

福分のみ役員てふ身分と何の關係かこれあらんや且つられ株券所有者を獨り彼等に限らず、末徒中之を有する者寡なからず、何ぞ獨り役僧の之を所有するを以て不可とすへき理あらんや、論者は無資無産の徒を擧げて一派の要路に立たしめんと欲するや、吾人は斯る不安心の事を欲せず、會社株券だに有するを得ざる人にえ、樞務を托するを願はず、否な管に一派の元老のみならず、一門の僧侶たる者を之を恒産ある者の中にこそ求めたき事なれ、吾人の乞巧的行脚僧を以て満足する論者の草味論に左袒する能えざるなり

第七 本派の慈善事業

論者は一方に本山の資金を得るの途に塞きて、而して一方にハ慈善事業の起らざるを責む、木に縁て魚を求むとを論者の謂

なり、吾人と雖も慈善事業ハ多きか上にも猶ほ多からんことを欲す、進んで愈々其振興を企望するものたり、然れとも吾人は論者の如く、本願寺を以て慈善を念頭に置かざる者とは云はれ。本願寺に相應せる慈善事業を、業に既に之を執り來れるを知る、試に本願寺が昨年救恤費に向て抛ちたる跡を檢するに

- 金壹千圓 福岡長崎兩教區風災北海
- 道小樽火災其他に付救恤
- 岩手縣海嘯に付救恤
- 宮城縣海嘯に付救恤
- 青森縣海嘯に付救恤
- 神戶水災に付救恤
- 京都府福知山伏見同斷救恤
- 金貳百圓
- 金五拾圓
- 金貳百圓
- 金五百圓
- 金壹千圓

- 金五百圓 滋賀縣同斷救恤
 - 金壹百圓 三重縣同斷救恤
 - 金貳百五拾圓 福井縣同斷救恤
 - 金壹百圓 大坂府同斷救恤
 - 金壹百圓 奈良縣同斷救恤
 - 金參百圓 岐阜縣同斷救恤
 - 金參百圓 富山縣同斷救恤
 - 金壹千圓 災害慰問物品調製
- 本願寺が昨一ケ年に於て、救恤費として府縣に寄贈したる者のみよても此の如し、彼れは先年尾濃の震災に當りて莫大の救恤費を投したるを知らずや、當時彼れが宗教家として慈善的事業を執りしことは人の知る所なり、征清の役も當りて從軍僧を派

し、各地に至りて出征を奨励し、遺族を慰撫し、或は陸海軍に、或は一個人に、金品を贈りて、其の義勇を謝し、其忠勤を賞したるを、慈善的事業にはあらざる乎、彼の看護婦養成所の設立は慈善事業にはあらざる乎、彼の放免囚徒に對する感化保護院の助力ハ慈善事業にはあらざる乎、本願寺は本願寺だけの慈善事業とは從來之を執りつゝあり、假令本願寺一已にて執らざるの事業にても、世の慈善事業の起るに際しては、多くは之れに金品を投して其の設立興起を補けたること算るに違あらず、吾人を任意の懇志より得たる資財を以て爲し來れる事としては、却て其の進めるを見るなり

附 録

吾人が論者若くは論者と同臭味の者に對する啓蒙的論證は前數章に於て盡きたり、然れども論者が其の暴論を試めるには原因あり目的あり、序に之を附録として記せん、事は九州にありて該地の某新聞に載する所なり

九州某新聞に「本田弘道氏に代て天下の志士に警告す」てふ論文、并に「本派本願寺の門末に檄す」てふ論文を寄せたる者あり、論者之を論尾に掲載す、其の論記する所、論者の論と大同小異吾人前論の外に亦た辯するの要なきを覺ふ、思ふに三者より成れる一冊初中後の論文たるや、論難攻撃同一轍にして文辭語勢の酷似せるのみならず、形容熟字の同きこと、異手に成れるものにあらずるを知らしむ、筆を累ね稿を換るも、結局編目を替へて同じ事を繰り回したるに過ぎず、敷衍屈は人に用ゐられざることを氣の毒なれ、然ども中に於て偽造印章と八洲線縦と本田處符との記事に就ては聊か論者の遊筆邪心を誅戮し置かん

第一偽造印章の記事 論者は出放題にも教務所より發したる、懇志領收證を以て偽造なりとなし、教務所管事又は本山

出張員と呼ぶに詐欺取財漢を以てするに至れり、吾人を是に至
て狂夫を相手に教諭を試むの心地して、如何に毒筆とは云へ餘
りの馬鹿ケたる論なれば、之を誅戮するさへ物憂きを覺るなり
論者の非難する點は、本山が偽印章と知りつゝ、事執行の上に係
るを以て曖昧に附して處分せずと云ふに在り、吾人念の爲めに
當局者に質したるに、果して吾人推定の如く論者非難の失當な
るを發見したり、論者の偽印章なりとするは左の一書にあり

印 割 志

一金五拾圓

開教爲御手傳右之通上納被致本山へ進達いたし候處志の段神妙之至りに候就夫平生聰明
の如く安心決定の上には王法を本とし彌法義無油斷相續せられ佛恩報酬の稱名被相嗜可
被遂今度報土往生之案懷肝要之事候也

甲申六月十二日

光明寺門徒鬼池村

小池 清太郎

聞く此印章は明治十七年熊本教務所より發したるものにして本
山より直接に發したるにはあらず、其事を文中「本山へ進達云々」
の文字あるにても、又た押捺せる印章の本山の印にあらずして
教務所の印なるにても、業に既に明かなり、教務所又たハ管事
よ於て、本山の印章を偽造したるものにあらざることハ、一見
争ふへからず、印章の偽造にあらざることハ、論者として之を知
悉せる筈なぞ、然るを故らよ偽造呼ハりを爲すものハ、教務科
注記該印章預り書に偽印章云々の文字ありしか爲めなるへし、
教務科注記が偽印章として預りたるものハ、本田の申立に依り
偽印章の嫌疑あるものとして斯く記しざるに過ぎず、然るとも
該注記は本田上申の次第もあれハ、之を監督局に廻移し其審査
を請求したる、而して監督局ハ之を受けて當時執行たりし赤松

連城氏外數氏、及び上申者の上申の趣により大洲鐵然氏並布教者菊藤大超氏に就て取調をなしたり、其の取調の結果に依れば左の如き顛末を得て、半點の疑團を要せざることゝなれり、該領收書は偽造ても何てもなく、正しく本山より之を熊本教務所として發せしめ、其金は本山指定の下に上納せしものなることを確め得て、明々白々となれり、

事は日野連枝、香川葆晃、赤松連城長谷川楚教利井明朝諸師執行の時に属す、大洲鐵然氏も初め執行として熊本に出張し大に熊本酬恩社の創業よ力を致せしも半途にして職を辭し更に執行赤松連城氏出張して殘務を整理したるきは是れ實に十六年十二月九日なりき、而して此の印章ハ十七年六月十六日の日附なり、大洲小田兩氏の關係なきこと明かなり(小田氏は當時東京出張所長にし

て未だ執行にあらずしなり次、當時の熊本教務所管事小野有親氏及び本山出張菊藤大超氏は、命を本山よ受けて、之を爲せしものにて、吾人は論者の云ふ如き不正の所爲を發見する能はざるのみならず却て其の擧の稱すべきを知る、抑も熊本縣下當年の水災たるや、非常の慘狀を究め縣廳は之を救濟するの策に苦み、書記官島義之氏東上して之を政府に哀願し歸途本願寺に立寄り猶ほ救恤の方を求めしむるの已むを得ざるに至る、該縣民は殆ど本派の信徒を以て成るものなれば、此時本山は該縣の請を納れ、直ちに金壹萬圓を寄贈せられ、此の外該縣信徒より教務所を経て本山へ上納する所の懇志をも當時の管事をして該縣廳へ納めしめられたり(聞く此時に當り該縣酬恩社を設立し縣官以下全縣の官民之に加入したりと云へは本山の此の

救恤あるは信徒に對する本山適當の舉措と云ふへし故に熊本
教務所が教務所の名を以て印章を信徒に附與したるは同所の
獨斷にあらず命を本山に受けて爲したるものにして其印章は
決して偽造的のものにあらざるや明かなり

監督局は審査の末、前記の如き要領を得たり、小野有親氏に至
ては今日本派の僧籍にあらざるを以て、調査する由なしと雖
も、其の詐欺偽造杯の所爲に出でざりしことは之を明知し得る
に餘りありとす（又た聞く所に依れば當時同人が該印章を各寄附人へ交付するに方りて果して
本田弘道が偽印章なりとして訴へ出てたるか如く其教務所印章なるにも拘ら
ず稱して以て本山財務局の印章なりと偽りしや否やの事實を詮議
する能はざるを以て監督局は之を教務科に返戻せしなりと云ふ）事實此の如くなるにも
拘らず、初めは監督局も之を嫌疑事件として調査し、教務科注
記も偽造なりとの上申を受け、偽造として同局へ廻移したるも
のとは知らる、

是に於て乎監督局の監督局たる所以の知られて頼母しけむ、論
者の云ふ如く執行鼻息の下に成立せる名ばかりのものにあらさ
りしを知るへし、大洲赤松菊藤諸氏に就て之を調査したればこ
そ、事實如何を明知するには至りたれ、論者は唯た教務科注記
が偽印章の文字を記入して預り書を交附したると、監督局が之
を審査したるとの故を以て、有罪に定りたるもの、如く書立て
たるものと知らる、論者は検事が有罪として公訴狀に記したる
事件よても公判審理の末、無罪となることあるを知らずや、裁
判所にて取調へらるゝ事件ハ悉く有罪に相場の定りたる者のみ
なれと、其一トたひ監督局の取扱ふ所となる以上を何人にて
懲戒處分を受くへく、無罪的の申渡しを受る筈を之れなむへ
し、然れとも奈何せん、裁判所ハ其受理したるものを罪の有

無き問はず、悉く刑に處すべきものにあらざるを、焉を監督局にして罪なき者を處分すべき謂れあらんや、聞く熊本教務所が當時本山の懇志を受けたること、明白なる事實にして熊本縣下之を知らざる者なく、毫も不正の所爲を働かしにあらざること、衆目の之を認識せる處なりと云ふ、而るを論者は何故に白ばくれて故らに之を寺務役僧にヌスグリ付け、無法にも盜賊呼ばりを爲すや、論者之を知らざるにあらず、知て而して知らざる爲するに在り、此は何故に然る乎、是れ則ち罪あるも役僧なれを罰せず、罪なきも末徒なれば處分す、との妄言を云えんか爲めなり、其の原因を末項に至て確知することを得ん、

第二八淵繰縦の記事 此一段の記事こそ愈々論者の狼狽を表せるものたり、屬僚の任免進退は假令の辭令授受の後、職制

役名の下に執務する時と雖も、往々免官解職のあることを、普通一般の事にあらずや、況や其の辭令任官の前、内意取糺の時に於てとや、任用者の授けんとする地位の度、俸祿の額、被任者の望む所と相一致する時に於て、任命の辭令を下るものたり、然るに論者は本山の八淵蟠龍氏を任用せんとて、其の内談中に取消したりとて、之を非難せり、何ぞ社會の事理に通せざるの甚しきや、世にハ三々九度、千秋を誓ひて後ち送入籍を了りてさへ、離縁さるゝ事を怪ます、結納まてにも行かざる前に、嫁入相談の調をさりしとて、不平を鳴らす者は、餘もあるまし、婦を貰えんに、婿を取らんにも、雙方に問合せをなし、雙方に冀望のあるものにて、其の問合せ中に、事の調はざることは、世間往々見る所なり、人物の任用に就ても同様なり、一方任用

者か之を任用せんとするも、被任者にして、如何なる高祿を食
 ましめらるゝも、應せずと云は、夫迄なり、官廳と雖も本山と
 雖も、之を強て就任せざる能はず、良し其の任用に應せんと
 するも任用者の授けんとする地位俸祿にして、意に適はずんを
 被任者亦た之れに應ずる者にあらず、而して任用者に向ひ、己
 れの十分とする地位と俸祿とを求め、之を授けんことを請ふこ
 とあるも、任用者之を授るを欲せざる時は、其任用を得る能は
 ず、世にも内意開合せ中に於て、任用相談の纏らざることは往
 々あるにも拘らず、未練にも女々しくも、其任用を得ざりしこ
 とを啣つとせ、痴態の程こそ察せられ、八淵氏は斯る未練の男
 にあらざるも、論者の爲めに未練男と見らるゝ、其氣の毒なる
 吾人は此記事に就て開教局の人に質し、左の如き事實を得たり

曾て八淵氏は熊本師團に布教の事に當りしを以て、開教局を
 氏を擧げて本山の人となし、同師團の布教に従はしめんと期
 し、其の内意を通したりと、然に氏を其身本山に用らるゝ以
 上は、臺灣全島布教の總督か、若くは内地軍隊布教の指揮者
 かに任せられたしと申出たりと、開教局にては斯る職を現
 制になき所にして人の爲めに職を設くべき事にもあらず、又
 た氏の望む所は開教局の與へんと欲する所にあらずして、開
 教局の與んと欲する所は氏の望まざる所となり、雙方意の合
 せざる折柄、主任者たる武田氏は北海道に出張、數月を涉り
 て歸山なく、彼此の意遂に通せず、氏が開教局へ、入嫁の相
 談は、結納むすめまでも行かずして纏らざることゝなりたり、
 事實は此の如し、開教局を一点の塵埃を留めず、自ら顧みて状

しき所なきを知るなり、何人か此間に怪異を挟まんや、論者は
 繰縦とか食言とか、謂て、開教局が八洲氏を用ゐざりしを難す
 れとも、畢竟彼れを用ゐんとしたればこそ、其の内意をも通し
 たるなり、其の竟に用ゐる能はざるに至りしものは、八洲氏の望
 む所と、開教局の思ふ所と、合せざりしに由る、
 論者が苦心百端罪を本山に歸せんと欲して論し來りし事は、却
 て塵埃を八洲氏の面皮に塗ること、はなれり、論者が此の如く
 理を非に曲て、本山を傷げんとする者は、他に主因の存するに
 由る、何そや次項の記事是れなり、讀者之を讀まば思ひ半に過
 きん、

第三本田處罰の記事

論者の此記事あるに至て偽慷慨家の
 化面は愈々外チれたり、前二項の記事は本田が罪なきに罰せられ

たりとの毒辯を逞ふせんか爲めに、援兵として借り來りたるも
 のなり、而して本田が三ヶ月停堂班處罰を受けたる事の憎くさ
 腹立たしさに、理非分別の神経を失ひ、遂に彼の一冊數篇の癡
 狂論を吐くに至りしこと、氣の毒なれ、左れば論者をして毒筆
 を驅るに至らしめたるは主因本田の處罰にあること掩ふべから
 す、故に論者が本山は罰すべきを賞し、賞すべきを罰せりとか、
 賞も本山の賞にあらず、罰も公明の罰にあらずとか、倭僧とか
 奸物とか、暖昧とか情實とか、暴惡とか腐敗とか、云へるは皆
 此の本田處罰を恨むより起れる亂痴態とは知られたり、
 借て前鋒として援兵として借り來りたる前數項の毒論は、吾人
 斬邪の劔下に塵殺せられたり、彼れは法主の法座を侵凌し、惡
 魔の擧動にまて出てたるも、一朝吾人の明鏡に照破せられて、立

往生をなせしと是非なき、今や残る所は本田處罰の是非如何の一事のみ、然れとも論者よ此一事に於て論者は既に自己の刀にて割腹しつゝあるにあらずや、論者は本山の罪なきに寧ろ賞すへきに、之を罰したりとして、其の證據物として探かし來りたる十一年番外達示は却て利力となりて、汝の腹を割きつゝあるを覺らすや即ち

番外

末寺僧侶中

達示本年第四十二號を以て相違置候内務省本年乙達第二十號御達書の趣旨は信教自由を得せしむるに有之儀に候處往々之を以て口實とし甲乙寺互に他の檀徒に詭説し術策を以て誑誘致居輩有之趣不相濟義に候殊に同派内に於て同一の教法を弘通致候儀に候得者信教に關し檀徒の去就あるへき理無之縱ひ甲寺住職不歸依等の儀を以て乙寺へ轉檀依頼候共乙寺に於て容易に受理候時は忽ち同派内に和合を破り鬪鬪の端を開き候儀に付本山へ伺出可受指押候萬一心得違の輩本山の指押を不得直に受理候者有之候は、相當の處分に可及候條厚相心得可申此段相違候事

明治十一年

二等執事 香川 葆晃

論者は何の眼を以て之を閲せしと、轉檀者を引受けんとせば本山に伺出て指揮を受くべく、若し指揮を待たずして受理するときは、相當の處分あることは、既に達文の明示する所にあらずや、本田は他寺檀家の葬式を修行せり是れ轉檀を受理したるの現行犯にあらずや、而も此達文に背て本山經伺の手續を履行せず、其指揮を待たずして之を受理したるにあらずや、其違犯者の處分せらるべきことは同達文の明定にあらずや、若し其れ伺出指揮を受けて後ちに之を爲さば處罰を受るの悔はあらざりしなるへし、伺出つへきを伺出てさるは自ら顧みて疚しき所ありしか故にあらずや、本田が轉檀者を無經伺にて引受けたるは論者の自陳する所、而して此番外達文を持ち來りたるも論者な

論者は本田を救護せんと欲して、却て彼をして自刎せしめたるものにあらすや、論者は本願寺が本田を故らに罰せんが爲めに此の一瑣事を捜し出し、如く云ふと雖も、本願寺監督局は論者の云ふ通なる、名はるものものにあらすして、其の反則者あるとの上申あるに際して之を不問に擱く能はず、本田も會衆運動に就て反對者を作さずは、告發的上申者も出て來らざるべきに、他を排して當選したるか爲めに、若し此等の時に平素不行狀のありたらんに、エテ身に華は降りかゝるものなり、自ら爲せる華は避くべからずとは今に初めぬ訓誡なるよ、聞く監督局は昨年九月左の上申に接し、事實審査の末、前掲達文に照らして己むを得ず其處分をなすに至りしものなりと

上申書

本年四月二十八日熊本市阿彌陀寺町善教寺住職本田弘道義ハ拙寺門徒飽託郡川口村堺三八妻キテ之葬儀ニ導師トシテ葬式相助候(乃至)拙寺ニ對シテ何等ノ照會モ無之勝手ニ他寺ノ門徒葬式致候義ハ兼テ御本山御諭達ヲ蔑如シタルハ勿論僧侶ノ德義ヲ紊亂シタル所業ニテ殊ニ三里外ナル他組ニ蹙越ヘタルハ組内法類ノ面皮ヲ蹂躪シタルモノニ有之右ノ不德義ナル所業此儘ニ致置候テハ勝手我儘ナル所業ハ自ラ人心ニ感染致シ易キモノニテ他ノ門徒ニ及ホスノ弊害モ不可測ニ至ルノ恐レモ有之候ニ付詮義ノ上何分ノ御處分被成下度法類并ニ檀家總代連署ヲ以テ奉申候也

明治廿九年九月八日

川口村良覺寺住職

吉村善丸

(法類檀家總代連署)

意見書

飽託郡川口村堺三八妻キテナル者二十九年四月廿八日死亡候處該葬式之義者其檀那寺ナル全村良覺寺住職ヨリ勤行可致事當然之事ト思考仕居候處意外ニモ熊本市阿彌陀寺町善教寺住職本田弘道ニ於テ勤行仕候事實有之候ニ付テハ本月八日良覺寺住職吉村善丸ヨリ上申致候通本村ノ人氣ヲ感亂シタ

ル所爲ニ對シテハ御宗ノ制規ニ據リ相當御處分被成候方本村將來ノ爲メ希望致候次第ニ有之此段意
見陳述仕候也

明治二十九年九月十三日

熊本縣飽託郡川口村長

村上彦太郎

執行長宛

此等の上申あり彼の違文あり、而して審査の後ち之を處分す、
何の不法か之れあらん、違犯者の處分は豫しめ違文に於て之を
熟知せしめられたるにあらすや此外事實取調の爲め十日の猶豫
と與へ置き乍ら突然其猶豫中に處分したりとか、豫審の終結を
も告げずして、公判的重罰を附したとか、誰れか何と云つたと
か女々しき練言を並ふるも畢竟出鱈目の血迷言葉、一々指彈す
るの價值を見ず、吾人は罰せらるべき所爲ありて罰せられたる

ことの争ふへからざることを證すれば足れり、論者が篇を累ね
筆を秃にして論し來れることは此に至て絶息閉眼の最期をこと
遂ちたりけれ、

引導までに猶ほ申し渡して呉れん、論者が人權蹂躪なと叫へ
るハ無學の甚きを證するものなり、犯則者を寺法に照らして
罰するが人權蹂躪なりや、宗派内にて與奪せらるべきものは
人權と申すものにはあらずかし、又た本山は集會開設の日よ
り遅くとも三十日前に當撰狀を交附して之を撰區内に告知せ
ざるへからすと云ふと雖も左の規定は一派にあらざるよ、
又た昨年集會の召集は明かに召集開會の三十日前に門末に教
示せられてあり本山録事を一閱せし明瞭なるよ、又た本田の
處分と當選告示と同日なりしと云ふも、告示を二十二日、處

分ハ二十四日なること、是又た本山録事に明なるよし



●京都佛教書林興教書院新版廣告

前田慧雲師題辭 (木版和本四冊)
安田得忍師辨述

●說三信字訓談 實價金四拾五錢 郵税金六錢

右は信卷の三十三通りの御字訓を一々誰れにも能く了解し易き様。譬喩因縁を交へ他力安心の一途を詳細に説教せられしものなり。特に眞宗三大家の説教を参考として編述したるものなれば。其説の確實なる其辨述の流暢なる未だ其比を見ず。而して毎席第一序辨。第二釋義。第三引例。第四餘辨と四段に分ち以て一席の長短を自由にす。又右四段は何れの法席にも活用するを得べし實に説教の模範とすべきの良書なり。赤松運城師口演

●演説々教集 紙數 六百頁 全二冊實價金四拾五錢郵税金八錢

師の能辨博識なるは世人の能く知らるゝ通り今の説教。演説集は。師が時勢に適し其の機を見て。實地に演説。説教せられしもの五十餘席を編輯して別冊にせしものなり。其良書なることは學院の言を待たず。

大洲鐵然師題辭 楠瑞級師編述
●經譬喩勸誡編 實價金貳拾錢 郵税金四錢

○第一章勸信ニ就テノ譬喩二十餘○第二章誠疑ニ就テノ譬喩十餘○第三章誠惡ニ就テノ譬喩十餘○第四章勸善ニ就テノ譬喩十餘○第五章無常ニ就テノ譬喩十二餘

●報恩講式文説教 實價金貳拾錢 郵税金四錢

●改悔文辨談 實價拾八錢 郵税金四錢

●一代記説教 實價廿五錢 郵税金六錢

●乃燈 實價廿錢 郵税金四錢

●御一 實價廿五錢 郵税金六錢

●法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

●口法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

●法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

●法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

●法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

●法話 實價金拾四錢 郵税金貳錢

右は第一問法の用意●第二求法心の部●第三安心の部●第四報恩の部●第五控門の部と全編の中之を五門に分ち。部門毎に適切なる譬喩因縁を合法し。誰人にも能く解する様親切に教誨せられしものにて。親しく明師に面語するが如し。以て法味愛樂の助縁となし給はんことを。

●聖人一流章說教 再版

●實價金拾五錢 郵稅四錢
聖人一流章は御文章八十通の中に於て眞最初に御選述せらる。故に御書初めの御文とも云ふ。實に聖人一流御勸化の趣。述如上人御一代御化導の要義。この一章に攝在す。

今この大切なる御文を讀題とし。全編を二十一席に分ち。一席毎に所解なる譬喩確實なる因縁を交へて氏の能辨を以て說教せられし其書なり

●慧燈御傳記勸誘錄 實價貳拾貳錢 郵稅四錢
右は中興運如上人の御一代御苦勞の事蹟を誰にも能く解し易き様。譬喩因縁を取らせ說教せられしものにて。是迄木版五冊ものなりしを縮刷せしものなり。

●再版 通俗五帖一部御文鼓吹

一名眞宗安心の龜鑑

此本は總ひらがなつきにしてたれでもよめやす
●實價壹圓八拾錢
○全部を六冊に分ち丹表紙つき映入となす○御文章總目次御入用なれば御申越し次第呈上す●目次通計一千三百二十五ヶ條。以て本書の詳細なることを知り玉へ

右は當時大學林教授姫宮大圓師が多年辛苦を経て御文明灯鈔を基礎となし加ふるに記事殊。開持記。略讚。並に師の説とを都合よく編纂し。文々句々たれにもよく解する様講誨せられしものなり。御文章を說話せしものにては實に。前後未習有の一大寶典なり

針水和尚肖像並島地師像讚
島地噤雷師校閱並序文
赤松連城師願辭
見敬院原口針水師口演

●六字釋法話 金四拾五錢 郵稅金六錢
右六字釋法話は元と雪夜譚と云ひ故原口針水和尚存生の時。或る道心者の求めに應じ法話せられしものにて。誰人にも能く名號六字の深意を領得せられ。一讀せば自力疑心の雲晴れ再讀せば佛恩の深厚なるを知るの良書なり

大阪谷町信樂寺述●安田得忍師校正
●帖外和讚勸導辨 木版全三冊 實價金貳拾六錢 郵稅金四錢

右勸導辨は有名なる大阪谷町大乘房信樂寺の說教である。引據は確實にして譬喩因縁は。同師の能辨を以て自由自在である。一本を購讀せられんことを希ふ。

島地噤雷師願辭●松村海印述 (再版) 實價拾六錢 郵稅四錢

●二種深信講話 實價拾六錢 郵稅四錢
全部三十席に分ち然も改訂說教の趣意に基き每席趣向を豫定し。譬喩因縁を以て信機信法の二種深心を。尤も平易に誰人にも了解し安き様辨述せしものにて。實に一宗安心領解の手引たる良書なり

大洲鐵然師願辭●山崎海印述

●現世利益和讚講話

●實價金拾六錢 郵稅四錢
開山聖人、眞宗念佛の行者には。現當二世の利益に付あることを御示し遊ばさる。即ち現生の利益に付ては。現世利益和讚十五首に於て明なり。今此の現世利益和讚十五首を讀題とし。誰にも能く解する様平易に現當二世の利益廣大なることを三十席に分ち講誨せられしものなり

●通俗百科全書 全三冊 實價五拾錢 郵稅拾貳錢
右原本は有名なる大行寺の●山海里三十六冊●淨心寺の眞宗百通切紙四冊とを縮刷せしものなり

●三上厚 說教ノ良材 實價拾貳錢 郵稅貳錢

目次の大綱は○無常門○通誠門○別誠門○安心門 慈悲門○報謝門○學說門の七門に分ち見るに安からしむ

●石河仲將述並に序文 信心獲得御文說教

●實價金拾三錢 郵稅金貳錢
凡夫往生の鏡たる御文章。特に信心獲得章の御文は。命且多にせまりたる大病人への御教化なれば。眞最初から信心獲得すと云は第十八願をこそらるるなり等と。御論しなされたる。大節な御消息也。今其御消息を讀題とし。二十一席に分ち譬喩因縁。道歌等を應用し誰人にも能く解し。法義相續の助縁に共せしもの也

福田行忍師願●勝山善巧師述

●現生十種之益說教

●實價拾三錢 郵稅金貳錢
信の卷に云く。金剛の眞心を獲得すれば。横に五趣八難の道を越へ。必ず現生に十種の益を獲。云云今此の十種の現生利益を。一益に二席づつ。都合二十席に分ち。古事因縁。譬喩或は俚諺を以て。明了に說教せられしものなり

大洲鐵然師願辭●粟津義圭師述 (全貳冊) ●御傳鈔講話 元名演義 實價金五拾錢 郵稅八錢
此の御傳鈔上下十五段は。當流の法義他力安心の

11/34

深旨を、聖人御一代の行化に寄せ。讚嘆せられたるものなり。然れども其文簡短なれば、我々其委細を知る能はず。然るに今此の講話は、義主師内典外典諸書を纂鈔し、聖人御化導の事蹟、開宗の模様、等細大漏すなく、師の能辨博識を以て、誰れ人にも能く解する様。譬喩因縁を交へ、説教せられたるものなり。

大洲鐵然師題辭 全八冊 外に科段一冊 和紙和東陽閣圓月師著述 定價金貳圓四拾錢 郵税金拾八錢

●**本典仰信錄** 定價金貳圓四拾錢 郵税金拾八錢

東陽師曩に十數種の著書を公にし、宗學研究者に裨益を與へらる。殊に今回世に公にする本典仰信錄は、師が一代の大著述にして、月珠門下にありて琢磨研鑽せられ、爾來講究に講究を重ね、精思に精思を積み、茲に甫めて完備大成せしものなり。師は嘗て月珠老師の對問記を校讎して世に公にするも、尙ほ馨さざる所ありとし、自ら奮起し、八旬餘の高齡を以て六百餘紙の大著作を世に公にし、専ら力を宗學の振擲に盡さる。苟も斯道に志あるもの必ず座右缺くべからざるの良書なり。

芳淑院履善師序 赤松連城師引 眞實院大瀨師述 中山雷響師校

●**眞安心十諭** 實價廿六錢 和本木版 郵稅四錢 全二一冊

明治三十年十二月八日印刷
同年同月十三日發行

(定價金拾五錢)

編纂者 關 二郎

京都市下京區油小路通御前通上ル
佛具屋町第四番戶

發行者 清水精一郎

京都市上京區烏丸通三條上ル場之町
第卅三番戶(點林堂)

印刷者 山鹿福三郎

京都市下京區油小路通御前通上ル

發行所 興教書院

四

右安心十諭は解し易き爲め數十條の問答體とし、安心を精密に辨解せし者にして、其良書たるは言を待たず、然るに該書未だ梓に上らず志士の甚だ遺憾とする所なり、今度更に中山雷響師、十分校訂の勞を取られ、木版彫刻とせり

德證寺故梅香師說教

●**淨土志求編** 實價拾四錢 郵稅貳錢

此の淨土志求編は、故周防德證寺梅香師が觀經を讀題とし、十九席に其大意を説教せられしものなり

島地默雷師題辭

●**眞宗大意** 實價金八錢 郵稅金貳錢

右は赤松連城師の眞宗大意、加藤正郎師の眞宗問答、前田惠雲師の眞宗綱要を、合本にせしものなれば、眞宗法門の大意を知るを得る良書なり

京都市下京區油小路御前通上ル

發行所 興教書院

77
108

NO.

"F-M"
PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thickness
851(菊倍)	30.cm.	x 24.cm.	x 1cm.
852(四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853(菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854(四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855(特)	24. "	x 15. "	x 1 "

other sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES OF ALL KINDS
F. MAMIYA & CO.
OSAKA - TOKYO - FUKUOKA

